

- 1 会 議 名 決算特別委員会
- 2 日 時 令和2年10月14日（水） 10時00分開会
16時17分閉会
- 3 場 所 議場
- 4 出席委員 仮屋園一徳委員長、竹之内和満副委員長、川上洋一委員、
濱門明典委員、白石純一委員、濱田洋一委員、
竹原信一委員、濱崎國治委員、中面幸人委員、
牟田学委員、岩崎健二委員、濱之上大成委員、山田勝委員
- 5 事務局職員 次長兼議事係長 牟田 昇、議事係 松崎 正幸
- 6 説明員
 - ・健康増進課
課 長 垂 義継 君 課長補佐 大橋 尚子 君
係 長 中川 洋一 君 係 長 野中 義昭 君
 - ・税務課
課 長 新町 博行 君 課長補佐 中尾 隆樹 君
係 長 本 千晶 君
 - ・介護長寿課
課 長 池田 英人 君 課長補佐 勢屋 伸一 君
係 長 寺園 勝夫 君 係 長 所崎 慎也 君
 - ・農政課
課 長 園田 豊 君 課長補佐 寺地 英兼 君
課長補佐 下澤 克宏 君 係 長 牧内 達志 君
 - ・農業委員会事務局
課長(兼) 園田 豊 君 係 長 早水 英行 君
 - ・水産林務課
課 長 佐潟 進 君 課長補佐 田原 勝矢 君
課長補佐 大石 直樹 君
 - ・商工観光課
課 長 尾塚 禎久 君 課長補佐 大野 裕人 君
係 長 船蔵 真一 君
- 7 会議に付した事件
 - ・認定第1号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(一般会計)
 - ・認定第2号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(国民健康保険特別会計)
 - ・認定第5号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(介護保険特別会計)
 - ・認定第6号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(後期高齢者医療特別会計)
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

仮屋園一徳委員長

昨日に引き続き委員会を開会いたします。

ここで昨日の答弁に関し、選挙管理委員会事務局長から発言の申出がありますので、この際、これを許可します。

（選挙管理委員会入室）

蘭畑選挙管理委員会事務局長

昨日の選挙管理委員会の所管事項における御審議の中で、不在者投票指定施設の数については御質疑に対し、鹿児島県内に224施設とお答えいたしました。が、正しくは422施設でございます。また、出水地区管内では、出水市を12施設とお答えいたしました。が、正しくは13施設でございます。

お詫びして訂正いたします。大変申し訳ありませんでした。

〔発言する者あり〕

阿久根市は9施設です。訂正はありません。

（選挙管理委員会退室、健康増進課入室）

○認定第1号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

それでは認定第1号を議題とし、健康増進課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

垂健康増進課長

それでは、認定第1号のうち、健康増進課所管の事項について御説明申し上げます。

はじめに、主要事業の成果説明書について御説明いたします。

主要事業の成果説明書の48ページをお開きください。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費のうち、保健予防一般事務については、主に休日、夜間の急病患者に対する受入先病院の確保及び休日、夜間における入院手術を必要とする重症急病者の医療体制を確保するため、出水市、長島町及び公益社団法人出水郡医師会とともに必要な措置を講じ、本市民だけでなく出水地区住民の生命を守り、地域医療を守ることを目的に在宅当番医制事業、夜間一次救急診療所運営事業、病院群輪番制病院事業に取組みました。今後も本事業を継続し、地域住民の命を守るためにも出水郡医師会及び関係市町と共同で取組んでいく必要があります。

次に、49ページです。母子保健一般事務については、主に母子保健法の規定に基づき、妊娠、出産、子育て等について適切な指導と援助を行うことを目的とし、併せて不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的に、乳児から幼児に対する

各種健診や妊婦・産婦に対する各種健診、特定不妊治療費助成事業に取り組みをいたしました。現在の特定不妊治療費助成事業の対象は女性のみであることから、県内や近隣市町の状況を確認の上、助成対象者や助成対象治療の種類の拡大に向け取り組んでいく必要があります。

50ページです。子育て支援コンシェルジュ事業は、本市独自の子育て支援事業として、出産前から小学校入学まで専任の担当保健師による顔の見える関係を築き、出産や子育てに悩む母親や父親の支援策に取り組み、本市独自の子育てしやすい環境整備に取り組んだものであります。

子育て支援カフェの開設や妊婦訪問時に子育て応援支援ボックスをプレゼントするなど、妊婦の心身の状況を確認し、相談に応じてまいりました。今後についても事業内容について点検と改善を行い、満足度90%以上を目標に本事業の定着を図っていく必要があります。

51ページです。養育医療事業については、母子保健法の規定に基づき、2,000グラム未満で出生し、医師が入院の必要があると認めた新生児に対して、指定の医療機関で入院及び治療を受ける際に必要となる入院加療費を助成し、保護者負担の軽減を図るとともに、ハイリスク妊産婦の出産・育児の支援や長期療養児の健全な育成を行うことを目的に実施している事業であります。今後も、未熟児を抱える世帯の医療費負担の軽減を図り、長期療養児を抱える保護者に対し相談業務を実施するなど、取組を継続してまいります。

52ページです。2目健康増進費のうち、健康診査事業については、肝炎ウイルス感染者等の早期発見・早期治療を促進し、肝硬変や肝がんといった重篤な病気への進行を防ぐことを目的として肝炎ウイルス検診を実施し、また、効果的な歯科検診の実施し、併せて、生涯を通じた歯科口腔保健意識の高揚を図ることを目的として、歯周病検診を実施しました。歯周病検診の成人分については、未受診者に対する受診勧奨を積極的に行ったことから、前年実績を上回ることができたところではありますが、歯周病健診の受診率の低い年齢層への受診勧奨や肝炎ウイルスの危険性などの周知等の取組を強化し、受診者数の増加に繋げていく必要があります。

53ページです。後期高齢者健診事業については、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、後期高齢者を対象に、生活習慣病及び疾病の早期治療を促すことを目的とし、長寿健診を実施いたしました。今後、さらなる受診率向上に向け取り組む必要があります。

54ページです。健康教育事業につきましては、健康増進法の規定に基づき、市民の主体的な健康づくりを支援するために、心と体に関する健康教育を実施することで生活習慣病を予防し、市民の健康保持等を図ることを目的とし、各種講座等を開催してまいりました。ここ数年、自殺者数が増加している現状を踏まえ策定した自殺対策計画に基づき、今後の取組を強化していく必要があります。

55ページになります。がん対策事業について、がんは市民の健康阻害の大きな要因となっていることから、予防啓発や早期発見・早期治療の促進を図るとともに、女性が社会や家庭生活において生涯にわたり健康寿命を全うできるように、女性特有のがんに対し支援することなどにより、市民の健康寿命を延伸

させることを目的とし、各種がん検診を実施しました。疑いも含め19人の方のがんを発見することができましたが、いずれも受診率は低い状況にあることを踏まえ、未受診者に対する受診勧奨や広報周知の方法、受診しやすい方法などについて、さらに検討、改善していく必要があります。

56ページです。3目予防費のうち、予防接種事業については、予防接種法の規定に基づき感染症予防対策として予防接種を実施することで、感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防することを目的とし、0歳から18歳までの市民に対し10種類の予防接種を、また、原則として65歳以上の市民に対し、2種類の予防接種を実施しました。特に乳幼児に対する予防接種が多いことから、今後も保護者に対し予防接種の有効性や安全性、副反応について十分な周知を図っていく必要があります。

57ページです。緊急風疹抗体検査等事業については、風疹に対する抗体保有率の低い世代の男性に対し抗体検査を実施し、抗体量が基準値を下回る方に対して風疹の予防接種を実施し、感染拡大防止を図るものであります。抗体検査を受けた方が22.5%と少数であり、接種対象となった方の接種率も54.5%にとまっていることから、抗体検査、予防接種の必要性の周知し、取組を強化していく必要があります。

58ページです。感染症対策事業については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核レントゲン検診及びその他の感染症予防に関する事業を実施することを目的として、また併せて結核対策の3つの柱と言われる健康診断・予防接種の実施、適正医療の普及、患者管理の強化のうち、健康診断について受診勧奨を行い、結核の早期発見、早期治療に繋げることを目的とし事業を実施しました。事業実施状況は記載のとおりであり、受診者のうち陽性反応者は0でした。各集落単位で健診を実施し、り患率が高い高齢者の利便性を図り事業を継続していく必要があります。

59ページ、60ページは過去3か年における各種健診の受診状況及び予防接種の実施状況となります。

次に、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき主なものについて歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は34ページ、事項別明細書は31ページを開きください。第3款民生費1項1目社会福祉総務費28節繰出金の支出済額3億1,570万1,685円は、国民健康保険特別会計への繰出金であり、前年度比5,201万9,812円、約14.1%の減となりました。

次に、決算に関する説明書は36ページになります。事項別明細書は33ページになります。8目後期高齢者医療費19節負担金補助及び交付金の支出済額4億790万3,291円は、決算に関する説明書の備考欄にあるとおり鹿児島県後期高齢者医療広域連合の一般会計の共通経費負担分及び広域連合が阿久根市分として医療機関に支払った療養給付費の12分の1である後期高齢者広域連合療養給付費であり、前年度比537万8,787円、約1.3%の増となりました。28節繰出金の支出済額1億3,205万6,625円は、後期高齢者医療特別会計へ繰り出したものであり、前年度比240万5,123円、約1.8%の減となりました。

次に、決算に関する説明書は39ページ、事項別明細書は36ページをお開きく

ださい。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費の支出済額1億5,304万5,394円は、健康増進課地域包括支援係及び環境対策係の職員の人件費のほか、歯科指導を行う嘱託職員2名の報酬と妊婦健康診査業務などに係る委託料が主なものであります。8節報償費は1歳6か月児・3か月児・3歳児等の各健診事業に係る医師等への謝金であり、決算に関する説明書は40ページ、事項別明細書は37ページをお開きください。13節委託料のうち、在宅当番医制事業は休日における初期救急医療を出水郡医師会に委託したものであり、妊婦健康診査業務は県医師会等へ委託したものであります。19節負担金補助及び交付金のうち、出水総合医療センター野田診療所における夜間一次救急診療所の運営経費の負担金、それと出水郡医師会が行う病院群輪番制病院事業への補助金が主なものであります。次に、2目健康増進費の支出済額3,649万7,626円は、県民総合保健センターや鹿児島県厚生農業協同組合連合会に委託し実施したがん検診業務や健康診査などの委託料のほか、保健推進員への活動謝金、健康教育・健康相談・各種がん検診時の看護師等への謝金などが主なものであります。

次に、予防費ですが、決算に関する説明書は41ページにかけて、事項別明細書は38ページにかけてとなりますが、3目予防費の支出済額4,367万7,866円は、各予防接種に係るワクチン代の需用費と出水郡医師会等へ委託した個別予防接種業務の委託料、県民総合保健センターへ委託した結核レントゲン検診などが主なものであります。次に、6目保健センター管理費の支出済額は1,161万6,277円は、保健センターの管理に必要な消耗品や庁舎警備業務などの委託料、照明設備改修工事、老朽化に伴うガス湯沸器やカーテン、保健指導用備品の買換え等が主なものであります。翌年度繰越額の107万6,570円は、保健センターの高圧受電設備改修工事につきまして、当初契約では令和2年3月31日までを工期としておりましたが、工事に使用する部材の一部が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、製造工場の稼働が停止したため、工期内に確保できない事態となったことによるものであります。この工事につきましては、令和2年7月31日に完了いたしております。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

歳入につきましては決算に関する説明書のみで説明をさせていただきます。9ページをお開きください。第11款分担金及び負担金2項4目衛生費負担金の18万5,580円は、未熟児養育医療に係る保護者の負担金であります。

10ページを開きください。第12款使用料及び手数料1項3目衛生使用料のうち保健センター土地占用料の1,100円は、保健センターの敷地内にある九州電力株式会社の電柱1本分の占用料であります。

13ページをお開きください。第13款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金のうち下から2行目、国民健康保険保険基盤安定負担金2,592万5,478円は、国民健康保険税の保険者支援分に係る国の負担分であり、3目衛生費国庫負担金38万6,100円は、未熟児養育医療に係る国の負担分であります。次に、2項2目民生費国庫補助金のうち下から3行目、子ども・子育て支援交付金のうち健康増進課所管は137万4,000円であり、保健センター照明設備等改修費用等に充てたものであります。3目衛生費国庫補助金のうち、特定感染症検査等事業費69万円は、緊急風疹抗体検査実施に伴うもので、母子保健衛生費89万3,000円は、

産婦健康診査等業務実施に伴うものと、母子保健情報連携システム改修に関するものであります。

次に、14ページをお開きください。第14款県支出金1項2目民生費県負担金うち、上から7行目、後期高齢者医療保険基盤安定負担金9,764万2,430円は、後期高齢者医療の保険料軽減分としての県の負担分であります。

15ページになります。上から4行目、国民健康保険保険基盤安定負担金1億328万5,962円は、国民健康保険税の保険税軽減分及び保険者支援分に係る県の負担分であり、3目衛生費県負担金10万7,250円は、未熟児養育医療に係る県の負担分であります。2項2目民生費県補助金のうち、下から7行目、地域自殺対策強化事業補助金7万1,000円と、その2つ下、子ども・子育て支援交付金のうち133万3,000円が健康増進課所管分であり、国の補助金と同様に保健センター照明設備等改修費用等に充てたものであります。次に、3目衛生費県補助金のうち、健康増進支援事業費93万5,000円は、健康診査等に係る県の補助金であります。

次に、17ページをお開きください。3項2目民生費委託金の2行目、市町村権限移譲交付金のうち、健康増進課分は17万6,000円であり、医師法関係等の免許申請などに係る交付金であります。

19ページをお開きください。第15款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、上から5行目、高額療養資金貸付基金の利子8円の収入がありました。高額療養資金貸付基金につきましては、基金の運用に関する調書の2ページに掲載してございますけれども、100万円を原資として運用しており、令和元年度において貸付はありませんでした。

次に、21ページをお開きください。第19款諸収入5項4目雑入のうち、上から5行目、後期高齢者医療広域連合長寿健診補助金257万円は、阿久根市の後期高齢者に係る長寿健診費用についての広域連合からの補助金であります。その3行下、雇用保険料のうち健康増進課所管分として1万5,961円の収入がありました。その8行下、がん検診時の個人負担分として643万5,600円、その2行下、肝炎ウイルス検診時の個人負担分として12万3,200円、その5行下、保健センターに設置してある自動販売機の電気料としてコカ・コーラボトラーズジャパン(株)から5万3,054円、その4行下、保健センターでの実習生受入れの謝礼金として広域医療センター附属阿久根看護学校ほか1校から2万4,600円、22ページをお開きください。

22ページの1行目、コピー使用料のうち40円、その下の原子力立地給付金のうち保健センター分として2万6,784円、下から10行目、ドクターヘリ相互応援分担金として出水市から2,800円、次に、23ページ、第20款市債1項3目衛生債のうち、夜間一次救急診療所運営事業債370万円は、出水総合医療センター野田診療所内に設置されている夜間一次救急診療所に係る負担金に充当したものであります。

以上で認定第1号についての説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

成果説明書の49ページ、4款1項1目、母子保健一般事務の事業実施状況、中ほどのですね、4番、特定不妊治療費助成事業ですが、これは今、政府が不妊治療に対して支援をしていこうという動きがあるようですが、具体的にまだ法制化されてないのではないかと思います。どのような骨子になるかは把握されてますか。

垂健康増進課長

まだ報道されている範囲内でしか私どものところには何も来ていないところなんですけれども、例えば保険の適応になるとか、その治療の中身がどういうものになるのかというのが具体的にまだ示されていないところですが、それに合わせて必要な補助とかは考えていく必要があるのかなというふうに考えているところです。

白石純一委員

現在、県の助成と市の助成があるかと思いますが、これはいずれも治療に対して、もちろん県の助成の場合は多分離島は特別なことがあるのかもしれませんが、県民であれば一律だと思います。それに市が加えて助成をしているわけですが、恐らくどの自治体も同じような独自の助成があるのではないかと推察しております。そうしたときにですね、やはり地域性、不妊治療の出来るクリニックが近くにはないと、鹿児島だとか霧島のほうにしかないとも聞いてますけれども、そうしたとき、やはり交通費であるとか、泊まりがけで行かなければいけない、あるいは休んで行かなければいけないので、賃金で働いてる人にとってはその分生活費も削られるということもあります。以前、本会議が委員会で申したことがあるんですが、そうした治療費以外の手当と、距離的なものから起因する手当のような助成ですね。こういったことはこれまでも考えられなかったのか、これからも出来ないのか。特に国の制度が整えば整うほど地方がやはり住むのが大変だということで、若い子育て世代が敬遠するということも考えられますので、そういったことについてはどのようにこれまでの経緯、そしてこれから考えられるのでしょうか。

垂健康増進課長

これまでの内容につきましては、大体他市の状況を勘案しながら設定はされているというふうに承知しているところなんですけれども、今後、今、委員がおっしゃられたように国の助成の仕方、あるいは保険適応の範囲が変わってくれば、当然、これまでの支援の仕方の内容は再度検討し直す必要が出てくると承知しているところですので、しかるべき時期、それが当初なのか、途中なのか、まだ判断がついてないところなんですけれども、当然、協議を進めながら、他市の状況も踏まえてですね、例えば阿久根市だけ劣るとか、そういうことは基本的にはないように、健康増進課としてはですね、予算も要求していきたいし、設定もしていきたいなというふうには考えているところでございます。

白石純一委員

阿久根市だけが劣らないように言うのではなくて、やはり地理的なハンデ、県内でも県都に一番遠いところですので、そういった地理的なハンデを補うよ

うなことがなければ、やはり子育て世代にとっては、住みづらいなというようなことも、不妊治療をされている方には住みづらいなということもありますので、より積極的にですね、他市にはないような地理的なハンデを克服するような政策が必要ではないかと思いますので、今後、御検討のほうよろしく願います。

もう一点別件ですが、同じ成果説明書の59ページ、各種検診の受診状況で、中ほどの乳がん検診がですね、令和元年度が30年度に比べて率にして16.4%から5%、受診率ですね。それから受診者数が、平成30年度、1,454人に対して元年度が388人と数で4分の1でしかないんですね。これは何は理由があったんでしょうか。

大橋健康増進課長補佐

白石議員にお答えいたします。こちらの検診につきましては、対象者に対して通知をしている関係で、1年おきに対象者が多くなる時期と少なくなる年とありまして、2年ごとに多くなる年があります。ですので、ここには載っていないんですけれども、28年度の数では29年度よりも多い受診率になっているところですよ。

白石純一委員

2年ごとに乳がん検診、女性一般だと思うんですが、2年ごとに対象者が多くなるという理由が分からないんですけど、それは何かあるんですか。

垂健康増進課長

ちょっと資料が不足してますので、ちょっとまた確認してからお答えさせていただきます。

[白石純一委員「お願いします」と呼ぶ]

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

決算に関する説明書のね、36ページの5目後期高齢者医療費の中の拠出金についてね、今年は少なくなったということの説明をされたようですが、理由は何ですか。

仮屋園一徳委員長

今年ですか。

山田勝委員

36ページですよ。説明書の36ページの拠出金について、後期高齢者医療特別会計への繰出金が今年は減額されたという説明のように聞こえたんですが、理由は何ですか。

垂健康増進課長

山田委員の質問、減の分ですよ。28節の繰出金が1.8%の減となっております。これにつきましては、後期高齢者医療特別会計へ繰り出すものなので、広域連合の分と後期高齢者特別会計、阿久根市が持ってる特別会計の中の必要として出す分が減れば当然ここに繰り出す、一般会計から出す分も減ると。これは後期高齢も会計のところでも説明申し上げますけれども、後期高齢特別会計自体は、軽減分とか、基盤安定分とかを入れて、そのまま広域連合に出すだ

けの会計なんです。もう一つ保険料を取って、それも広域連合に全部入れる。その軽減分とか何とかの計算基礎が下がってくると、当然一般会計から繰り出す必要のあるお金も少なくなるということです。これとは別に、医療費に関しても、先ほど説明しましたがけれども、阿久根市内の75歳以上、後期高齢者に入ってる方々の医療費につきましては、12分の1を一般会計から出すんですけども、その12分の1の医療費につきましては前年度比で言うとも増なんです。これは医療費は上がってるということを示しております。ただ、特別会計へ繰り出す分につきましては、特別会計の中での広域連合に出すお金を不足する分と言うか、決まりどおりで出していくための計算ですので、そこが医療費と連動しているというふうにはなってないです。広域連合から請求が来る分に対して出していく。こっちで保険料を取った分を出していく。あと、基盤安定とか軽減分とかを算定して、それを繰り出してそれをまた広域連合に出すという内容ですので、ここの減となった部分の後期高齢者医療特別会計繰出が減となったことによって、医療費が下がっているということではなくて、医療費だけを見るとするならば、一般会計で見るとすれば、先ほど申し上げました広域連合に阿久根市分として医療関係に支払う療養給付費の12分の1、後期高齢になっている方々の医療費の12分の1は市の一般会計から負担をしますので、そこが伸びるのか下がるのかによって後期高齢の方々の医療費が高かったのか、安かったのかという判断基準にはなると思います。そこは令和元年度においては、1.3%の増となっておりますので、後期高齢者の皆様の医療費が下がったということではなくて上がったと、1.3%上がったと、伸びたということにはなろうかと思えます。ただ、山田委員の言われました後期高齢者医療特別会計、阿久根市の中にある特別会計と一般会計とやり取りの中では、1.3%繰り出す分は少なくはなってますけれども、医療費全体は広域連合で運営しますので、特別会計から求められるものとかは、そこはちょっと繰り出しは少なくすんでるけれども、医療費、県内全体の後期高齢者の皆さんに係った医療費は当然伸びたであろうし、阿久根市の高齢者の方々の医療費は少なくとも1.3%は平成30年度と比べると伸びたというふうになろうかと思えます。

山田勝委員

あんたがどんなに難しく説明されてもね、私みたいに一般国民には理解できない。何でかと言ったら、広域連合に繰り出してるわけですよ。広域連合は阿久根市に関してそれぞれの計算基礎に基づいて請求しているわけでしょう。それなりに請求している。そして今年は1.何%か下がりました。どういう理由で下がったんですかというのをちゃんと説明せな、あんたの説明じゃ、おやいっちょんわからん。ほかんしは分からんど。それは説明のうちに入らない。まちょっと、国民が理解出来るように説明せんこて。

垂健康増進課長

繰出し金の中には、先ほども言いましたように医療費だけの分で増減するわけではございませんので、例えば人件費とか需用費とか、そういうのも影響しますし、保険料の収納率等とも影響します。それを相対的に特別会計の中で計算して、不足する分を一般会計から繰り出す。それが平成30年度と比較して令和元年度は1.8%減になった。これは医療費が下がったからとかいう意味では

ないということの説明でございます。

山田勝委員

それはね、分かるよ。でもね、阿久根市国民健康保険税の事業をするのは阿久根市がちゃんと事業をしていろいろ説明するじゃないですか。それと同じように県がですね、県が一括して後期高齢者特別会計を県がやってるわけですから、阿久根市が国民健康保険特別会計やってる事業とですよ、県がやってる事業と、趣旨そのもの、考え方そのものは同じだと思うよ、同じ。だからあんたが言うように、人件費が上がりました、下がりましたなんじゃ、いろいろありますよ、当たり前のお話ですよ。でも、基本的に人件費が上がりましたからじゃなくて、阿久根市の、対象になる阿久根市の医療費は、後期高齢者の医療給付費は、繰出金は幾らだったですかという一つの基準で、一定の基準でしているわけですから。阿久根市の拠出金が今年は1.8%に下がりましたよという下がった理由についてはね、その説明では説明にならない。

垂健康増進課長

国民健康保険の会計と後期高齢者医療特別会計のやり方は一緒ではありません。広域連合の医療費については一般会計から先ほど申し上げましたとおり、直接、医療費の12分の1を拠出します。国民健康保険の場合は全額、医療費は国民健康保険特別会計で見ますので、そこに対して一般会計が直接入れるわけですね。後期高齢特別会計については、医療費、後期高齢者の医療費にかかった12分の1につきましては、その会計を通らなくて、広域連合に直接行きますので、その部分で残りの12分の11が伸びたとします、広域連合に出す場合ですね。でも後期高齢者特別会計の中には一般事務費というのもありますし、保険料を取るための調整費みたいなものもあります。保険料の歳入の率も変わってきます。後期高齢者特別会計の中で、歳出が先ほど言ったように医療費の12分の11が同じように1.3%伸びたとしても、例えば人件費が下がった、あるいは保険料の納付率が上がったを収支して、あるいは軽減に対する県からの基盤安定の繰入金伸びたとか、いろいろそういうのを収支して、その不足分に対して一般会計から後期高齢者特別会計に出すわけですけども、結果、それが令和元年度は1.8%少なく済んだということです。

山田勝委員

僕は、頭が悪いから分からないんだけど、ただですね課長、よく考えてみてくださいよ。一定の後期高齢者がスタートしてからかなりの時間がかかってますよね、かなりの時間がかかってます。だから一定のルールに基づいてずっと計算をされて、そして今年、阿久根市の拠出分は幾らですよと、毎年言ってくると思いますよ。その中で、なら去年はどうだったのか、一昨年はどうだったのか。今年はこの事情で下がりました、去年はこの事情で上がりました。そういうのを私は、そういうふうに言ってくれんな、ないがどひこじゃっかいろいろありますと言ったって、私はよく分からないと言うだけの話です。おはんが悪かつが悪かんと言えよそいでよかん。分からんのが悪かと言えよそれよし。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑はありませんか。

[発言する者あり]

また、これについては特別会計もありますので、またそこで説明を受けてもらえればと思います。

ほかになれば認定第1号中。

大橋健康増進課長補佐

先ほどの白石議員の質問についてお答えいたします。乳がん検診につきましては、がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針により、受診間隔が2年に1回となっております。ですので、対象者に2年に1回受診の案内をしているんですけども、多い年というのは前年に未受診だった方にまた翌年度に案内をしているので、次の年が多くなっております。

白石純一委員

そういう意味で、対象者数の増減はあるというのは理解出来ました。ただし、2年ごとに受診させるのであれば、それほど対象者数も大きくは変わらない。30年度が8,800人、元年度が7,800人、100人ですからその変化は分かりましたが、受診率がですね、30年度が16.4%に対して元年度が5%と、非常に低くなっている理由の説明にはならない、納得できないんですが、それはどうなんですか。

垂健康増進課長

これは詳細に分析しなきゃならないとは思いますが、2年に1回の率が上がるのが2年に1回来て、2年に1回また率が下がる時期が来る。2年に1回ごとに今年だよという対象者の方に受診を進めていくと、また2年後同じように数値は高い。間の時は漏れてる方に対してするもんですから、受診率が低いというのは1つの原因かなというふうには思いますが、これで言うと28年度が16ぐらいあれば、当然30年度もそれを上回るくらいの率に持っていく必要があろうかと思えます。それは2年に1回、正規の分ですね。間の分につきましては、漏れる方に通知をしてやりますけれども、そこがもともと低い状態であれば、そこも当然上げていくことによって、次の2年目の方々も伸ばしていかなきゃいけないんですけども、その違いはあるのかなという気がいたしますが、詳細には分析をしないとですね。通知をしている分は2年に1回正規の方がいて、間には未受診の方に通知をしているということになっているので、基になるベースが違いますけれども、対象としているものがですね。

白石純一委員

しっかり分析をしていただいて、その原因を探って、改善に繋がっていただきたいと思います。お願いします。

仮屋園一徳委員長

ほかには質疑はありませんか。

なければ認定第1号中、健康増進課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(税務課入室)

○認定第2号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について(国民健康保険特別会計)

仮屋園一徳委員長

次に、認定第2号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

垂健康増進課長

それでは、認定第2号について御説明申し上げます。

特別会計のほうですけれども、はじめに、主要事業の成果説明書について御説明いたします。

61ページをお開きください。保険給付事業の実施状況については、記載のとおりですが、令和元年度の国保の加入世帯は年度平均3,354世帯、被保険者数は年度平均5,199人となっております。事業の成果の欄にあるとおり、阿久根市の人口のうち約25.7%が国民健康保険の被保険者であり、被保険者の47.8%が65歳から74歳までの前期高齢者となっております。平成30年度に比べ、世帯数で103世帯、被保険者数では200人それぞれ減となっております。また、保険給付費は前年度比3595万7,000円の増となっており、1人当たりの医療費は52万5,174円で、前年度比約5.1%の増となっております。現状と課題の欄にあるとおり、国民健康保険の被保険者数は年々減少しておりますが、1人当たりの医療費は増加しており、国民健康保険特別会計（事業勘定）の不足分を一般会計からの法定外繰入金により賄っている状況でございます。

鹿児島県国民健康保険運営方針に基づき、健全で安定的な国民健康保険の財政運営を行うため、令和5年度までに一般会計からの法定外繰入金がゼロとなるよう関係課と連携し、保険給付の適正化や、保健事業などの取組をより一層推進していく必要があります。

次に、62ページをお開きください。保健事業は被保険者の健康管理や医療費の抑制を目的としており、実施状況については特定健康診査受診者1,832人、特定保健指導受診者98人でありました。国保保健指導事業については、特定健康診査未受診者への訪問受診勧奨を1,078件、糖尿病性腎症の重症化予防訪問を120件、集団健診受診者で要精密者の受診勧奨を143件、情報提供という、かかりつけ医で特定健診を実施していただくための文書による受診勧奨を1,601件、電話による受診勧奨を567件行ってきたところでございます。また、はり・きゅう施術助成は、1枚当たり600円の助成で年間30回を限度として1,144件、人間ドック助成は補助対象額の7割を助成しており、133件の実績であります。特定健康診査受診率の向上を図るため、集団健診未受診者を対象に、市が指定する出水地区の医療機関において、個別健診を実施したことなどにより、特定健康診査の受診率は、法定報告前の数値で47.5%と前年より増となる見込みであります。特定健診の受診率は増加してはいますが、目標値は60%であり、特に受診率の低い40歳代、50歳代の被保険者への取組など、今後も特定健康診査受診率の向上に向けて、データ分析と併せ、効果的な取組を進めていく必要があります。

次に、特別会計の決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて御説明いたします。

決算に関する説明書の4ページをお開きください。最初に、一般会計からの繰入金について御説明申し上げます。第6款繰入金1項1目一般会計繰入金の

収入済額 3 億 1,300 万 1,685 円は、前年度比 5,421 万 9,812 円、14.8% の減であります。内容つきましては備考欄のとおりであり、その他一般会計繰入金、いわゆる法定外分は 4,718 万 3 千円、前年度比 5,781 万 7,000 円の減となっております。

それでは事業勘定の歳出を御説明いたします。決算に関する説明書、事項別明細書とも 6 ページをお開きください。第 1 款総務費 1 項 1 目一般管理費の支出済額 4,591 万 4,864 円は、職員 7 名分の人件費やレセプト点検嘱託員 2 名分の報酬、被保険者証の郵送に係る役務費などが主なものであり、12 節役務費の不用額は郵便料及び電算処理システム手数料の残が主なものであります。2 名のレセプト点検の嘱託職員においては、令和元年度は国保連合会から送付されてきたレセプト 10 万 43 件について、その内容を審査し過誤調整や再審査請求を行いました。令和元年度の費用効果は被保険者 1 人当たり 2,307 円であり、総額として 1,199 万 6,000 円の財政効果を上げております。2 目連合会負担金の支出済額 140 万 235 円は、国保連合会への運営負担金であります。2 項 1 目賦課徴収費の支出済額 151 万 7,317 円は、保険税の賦課徴収に係る経費であり、郵便料、窓口収納手数料などの役務費が主なものであります。

事項別明細書は 7 ページに入ります。次に、第 2 款保険給付費、支出済額 23 億 2,866 万 7,412 円は、前年度比 1.6% の増となりました。1 項 1 目一般被保険者療養給付費の支出済額 19 億 7,259 万 6,766 円は、前年度比 2.4% の増、2 目退職被保険者等療養給付費の支出済額 92 万 9,215 円は、前年度比 96.5% の減となりました。3 目一般被保険者療養費の支出済額 1,439 万 6,803 円は、前年度比 14.4% の減であります。5 目審査支払手数料の支出済額 498 万 3,771 円は、レセプト審査支払手数料やレセプト電算処理手数料であります。2 項 1 目一般被保険者高額療養費の支出済額 3 億 3,164 万 1,368 円は、1 か月の医療費が一定の額を超えると払い戻しをする制度で、前年度比 6.9% の増。

事項別明細書 8 ページになります。2 目退職被保険者等高額療養費の支出済額 27 万 3,561 円は前年度比 97.0% の減となりました。

決算に関する説明書は 7 ページに入ります。4 項 1 目出産育児一時金は、290 万 7,700 円を支出し、事項別明細書は 9 ページ、5 項 1 目葬祭費の支給額については、1 人当たり 2 万円、支出済額 86 万円、43 件分であります。第 3 款国民健康保険事業費納付金 1 項医療給付費分の支出済額は医療費の負担のため、次の 2 項後期高齢者支援金等、支出済額は後期高齢者医療制度を支援するため、次の 3 項介護納付金の支出済額は、介護保険制度を支援するために支出したものでございます。

決算に関する説明書は 8 ページ、事項別明細書は 10 ページになります。第 6 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費の支出済額 1,184 万 5,925 円は、生活習慣病予防のために行う特定健康診査業務の委託料が主なものであります。2 項 1 目保健対策費の支出済額 787 万 358 円は、受診勧奨を行う訪問指導嘱託員の人件費とはり・きゅう助成や人間ドック助成の補助金が主なものでございます。事項別明細書は 11 ページになります。第 9 款諸支出金 1 項 6 目償還金の支出済額 786 万 8,312 円は、平成 30 年度分の療養給付費等負担金等の交付確定に伴う国への精算返納金が主なものであります。事項別明細書は 12 ページにかけて

です。２項１目直営診療施設勘定繰出金の支出済額15万1,000円は、大川診療所の運営等に係る国の調整交付金分であります。

以上で歳出に関する説明を終わりして、次に事業勘定の歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は３ページ、事項別明細書は１ページをお開きください。第１款国民健康保険税の収入済額は３億7,209万1,086円、全体の収入率は73.1％であり前年度比3.5ポイントの増、現年度課税分が93.9％で0.1ポイントの減、滞納繰越分が9.7％で5.1ポイントの増となりました。

事項別明細書は３ページになります。第４款県支出金１項１目保険給付費等交付金の収入済額24億1,710万3,161円は、決算に関する説明書備考欄のとおり、保険給付費に要する費用に対し交付される普通交付金と、市町村の財政状況その他の事情に応じて交付される特別交付金であります。

決算に関する説明書は４ページ、第６款繰入金については、先ほど説明をいたしましたとおりでございます。

事項別明細書は４ページに入ります。第８款諸収入４項２目一般被保険者第三者納付金の収入済額83万7,648円は、交通事故に係る納付金であり、４件分であります。

決算に関する説明書は５ページにかけて、事項別明細書も５ページにかけてありますが、９款国庫支出金１項１目社会保障・税番号制度システム整備費補助金の収入済額22万円は、マイナンバーカードを国民健康保険証として利用するため、被保険者記号番号を世帯単位から個人単位に変更するなどのシステム改修費に対して補助されたものであり、補助率は100％であります。

以上で事業勘定を終わり、次に、直営診療施設勘定について御説明申し上げます。歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書12ページ、事項別明細書16ページをお開きください。第１款総務費１項１目一般管理費の支出済額690万9,611円は、２名の看護師嘱託員の報酬のほか、事務用品や電気・水道・ガス代などの需用費、電子カルテシステムやレントゲン撮影装置の保守料などが主なものであります。第２款医業費１項３目医薬品衛生材料費の支出済額787万1,813円は、医薬品等の購入費であり、４目検査等業務費の支出済額81万2,877円は、２か所の社会医療法人との診療業務の委託料が主なものであります。なお、令和元年度の診療日数は234日で延べ患者数1,397人、１日当たりの患者数は６人であります。第４款１項１目基金積立金の支出済額20万259円は、平成30年度分繰越金の半分と、診療所基金の運用利子分を積み立てたものであり、令和元年度末における基金残高は、232万9,136円であります。第５款公債費の支出済額207万9,006円は、診療所建物に係る市債償還金の元金、利子分であります。なお、令和元年度末の元金の償還金残高は、767万2,621円であり、最終の償還は令和５年度となっております。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明申し上げます。

決算に関する説明書は10ページ、事項別明細書は13ページになります。第１款診療収入の収入済額1,495万7,592円は、前年度比11.1％の減となっております。診療収入は２項４目の75歳以上を被保険者とする後期高齢者医療保険から

の診療報酬収入が多くを占めております。３項１目諸検査等収入の収入済額73万6,360円は、各種予防接種料や介護保険に係る主治医意見書料等であります。

事項別明細書は14ページになります。第６款２項１目事業勘定繰入金の収入済額15万1,000円は、診療所の運営に係る国の調整交付金分を事業勘定から繰り入れたものであり、３項１目一般会計繰入金の収入済額270万円は、診療収入で不足する財源を一般会計から繰り入れたものであります。

以上で認定第２号についての説明を終わりますが、よろしくお願い申し上げます。

仮屋園一徳委員長

課長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩に入ります。

(休憩 11:08～11:21)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑に入ります。

白石純一委員

成果説明書の63ページの(4)特定健康診査実施状況ですが、もう毎年指摘させていただいているのですが、令和元年度47.5%、受診率ですね、右から２番目。大分上がってきたということは評価できると思います。その理由として個人での医療機関での検診を推奨した結果というふうに理解いたしました。これは他の自治体と比べるとまだ低いほうだと思っています。確かさつま町でしたでしょうか、受診率60何パーセント、70%近いというところもあり、さつま町と阿久根市は地域性、人口構成それほど変わらないと思います。したがって、どういうところでその差異が出てくるのかというところを、例年ちゃんと調べて今後につなげてくださいということは言っているんですけども、現時点でさつま町でやっていて当市でやっていない方策というのは何かあるんでしょうか。

垂健康増進課長

阿久根市とさつま町でやっている内容が違うということはないと思います。

ただ、勧奨の仕方とか運用の仕方とか広報の仕方とかは詳細にはまだ見てはおりませんけれども、その辺は違うのかなという気はします。

白石純一委員

もちろんやっている内容が同じということは理解しております。その広報の仕方とか勧奨の仕方とかが違うということを、それを把握されているんでしょうかという質問でしたが、把握されていないようですので、これはもう毎年私が言っているのに全然それを調査して生かそうとされていないということが非常に残念でなりません。今後、そういうことに積極的に取り組む姿勢はありますでしょうか。

垂健康増進課長

白石委員の御指摘のとおりです。きちっと検証して、率を上げている自治体

がどのような取組をしているのかを学ぶことは、やはりとても大切なことだと思いますので、させていただきたいと思います。

山田勝委員

直営診療所の中のね、歳入の部分でお尋ねしたいのですが。今年は270万ですよと、決算がですね。一般会計からの繰入金在今年は270万ですよということですが、ただし予算は388万3,000円。これは具体的にどういうことでこういう270万になったんですか。

垂健康増進課長

診療所への一般会計からの繰入金ということですが、診療報酬の収入によっても経費を賄えなかった分を一般会計から繰入れをしているんですが、この施設勘定で残が出る、いわば歳入歳出差引きの繰越額が出ますと、大川診療所には基金がございますので、その2分の1は基金に積み立てるということになります。ですので、一般会計から仮に300何十万を入れたとしても、その差引残高が大きくなればその2分の1は基金に繰り入れていくということ。一般会計から多めに入れて基金に残して基金を取り崩すか、一般会計からの繰り入れは必要最小限にとどめて歳入歳出差引きの残高を一定程度に抑えて、その2分の1を基金に積み立ててまた運用してくと。現時点ではこの会計だけでは収支が成り立っていないので、たくさんここに一般会計から繰入金を入れるとたくさん翌年度繰越金を残してしまうと、その翌年度繰越金の2分の1は今度は基金に回して基金に積んでいくということになりますので、どっちみち基金から次取り崩せばいいことなわけですけれども、基金で取り崩してその次の年度は一般会計からの繰入金を少なくするという方法もあろうかと思いますが、令和元年度につきましては必要最小限のところを繰り入れた結果だというふうに認識しております。

山田勝委員

それはそれで分かりましたよ。今度はね、支出のところですね、2つの医療機関への委託料、診療所も委託料というこれは70万2,000円ですかね。

垂健康増進課長

その70万2,000円の中に2つの医療機関への医師の委託料が含まれております。

山田勝委員

ちなみに1年間に何回ですかね、1日に幾ら掛けるをしたら幾らになるので、70万2,000円のうちの幾らが2つの医療機関に支払うお金ですというふうに説明をしていただかないと。

中川大川診療所管理係長

山田委員にお答えいたします。

70万2,000円の内訳は、昴和会内山病院のほうで95日の3,000円で28万5,000円です。もう一つ、卓翔会市比野記念病院のほうで139日の3,000円で41万7,000円の合計70万2,000円の委託料であります。以上です。

〔山田勝委員「了解です」と呼ぶ〕

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第2号について、審査を一時中止いたします。

○認定第6号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第6号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

垂健康増進課長

それでは、認定第6号について御説明申し上げます。

鹿児島県の後期高齢者医療制度は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、県内の75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障害のある方を被保険者として運営されており、医療機関窓口での医療費の自己負担割合は原則1割、現役並み所得者は3割となっております。この後期高齢者医療特別会計は、歳入の後期高齢者医療保険料と軽減分の保険基盤安定繰入金を、歳出で後期高齢者広域連合への納付金として支出しているのが主なものとなっております。令和元年度末の本市の後期高齢者医療の被保険者数は4,825人で、前年度末より22人の減、人口に占める割合は約24%、また、被保険者のうち障害認定者数が82人となっております。

決算に関する説明書は36ページ、事項別明細書は46ページをお願いします。

それでは歳出から御説明いたします。第1款総務費1項1目一般管理費の支出済額105万3,418円は、後期高齢者医療事務に係る消耗品等の需用費、被保険者証の郵送に係る役務費が主なものであります。2項1目徴収費の支出済額134万4,233円は、徴収事務に係る消耗品等の需用費や郵便料、手数料等の役務費のほか、保険料等の還付に係る償還金利子及び割引料が主なものであります。次に、第2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額3億1,997万7,267円は、後期高齢者医療保険料と保険基盤安定分担金などを鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

次に歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は35ページ、事項別明細書は45ページをお開きください。第1款保険料1項1目後期高齢者医療保険料の収入済額1億8,951万3,200円は、収入率99.4%であります。次に、第3款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金1億3,018万9,907円は、保険料の軽減分に対する財政措置であります。

以上で認定第6号についての説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

山田勝委員

先ほどね、国民健康保険特別会計の対象者が約25%という説明がありましたよね。それで今回、後期高齢者医療の対象者が約24%という説明がありましたけれども、ひっくりめたときにですね、国民健康保険と後期高齢者で大体市民

の半分はそれに入っているということですよね。だからあとの半分が他の社会保険とかいろいろあると思うのですが、ただ私が思うのはですね、後期高齢者の医療費はもう、私も後期高齢者の保険料が来ましたよ、先日まいりましたから、見てみるんで。大体国民健康保険税だっきの保険料と五十歩百歩の金額ですよ。それを考えたときですね、この事務を阿久根市がやって特別会計としてこうして議会で議決してせないかんものかなあというふうに思うんですがね。一定のルールに基づいて税金をですね、税金を県に納めればいいわけで。例えば後期高齢者保険の税額というのはそれぞれの市町村で違うんですか、それとも県内一律ですか。

新町税務課長

こちらの後期高齢者の保険料につきましては、県内統一した税率になっております。

山田勝委員

それでは、県内統一したそれなりのルールに基づいて掛け率を決めてやられると思うんですけどね、そういうことであつたら特別、わざわざ阿久根市でこういうのをしなくてもね、ちゃんと一定のルールに基づいて対象者に賦課すれば別にどうってことないことなんだけど、何でここまで阿久根市が。阿久根市がこれを何かいじって、あるいは市民のためになるようなことがありますか、保険対象者に。

〔発言する者あり〕

阿久根市がこれを運営することによってですよ、県が一括してもいっちょん変わらななて。阿久根市がここにワンクッション置くことによって、何か阿久根市の対象者のためになることがあるんですかって言うんです。そうでなかごたあれば別に余分な金を使うことやらよ。

垂健康増進課長

山田委員の御質問ですけれども、大きく見れば阿久根市に特殊な事務の権限があるわけではございませんので、阿久根市でやる必要があるのかと言われればおっしゃるとおりかもしれません、阿久根にお住いの後期高齢者の方々に対する収納、あるいは納付書の発送、保険証の交付等々の窓口は阿久根市にあったほうがいいでしょうし、阿久根市が行ったほうがいいのかと思います。そうするとそこに一定の費用が発生し、それに対して市民の方々への住民サービスが提供できるというふうには考えているところでございます。以上です。

山田勝委員

なるべく市民の近くにおって、いろんなお手伝いをしたり税金のお手伝いをしたり保険証を発送したりするということについてはそのほうがいいかもしれませんがね、できることならそういう経費はかけないですよ、かけない一つの方法があると。特別会計を特別つくらなくても県の委託事業にでもですね、保険証を発送するとか、あるいは保険料の徴収の件をどうかするとかというのは、そちらでも構わんがなあと私は思っているんですよ。もう行政改革をせないかん時代ですからね、経費を節減せないかんですから、これはもういいですよ、結構です。ただそげん思うただけの話よ。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第6号について、審査を一時中止いたします。

〔発言する者あり〕

暫時休憩します。

(休憩 11:37～11:40)

(税務課・健康増進課退室、介護長寿課入室)

○認定第1号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認定第1号を議題とし、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

池田介護長寿課長

認定第1号 令和元年度一般会計決算のうち、介護長寿課所管分について御説明申し上げます。

初めに、主要事業の成果説明書の中から主なものを御説明いたします。

成果説明書の68ページをお願いします。高齢者等福祉タクシー利用助成事業は、運転免許を持っていない市民税非課税世帯に属する75歳以上の高齢者等を対象に、通院や買い物時に利用するタクシー料金の一部を助成し、高齢者の外出を支援するものです。事業の実施状況欄にありますとおり、本事業は平成30年7月から市内35区で運行を開始し、1枚300円のタクシー利用補助券を1人当たり年間最大48枚交付するものです。平成31年4月から令和2年3月までの1年間の実績は交付者数454人、交付枚数2万1,044枚、使用枚数1万1,034枚、累計補助額331万200円で、使用率は52.4%となったところです。事業の成果としましては、利用者は通院や買い物時にタクシーを利用することが多く、高齢者の外出機会の創出につながっていると考えます。今後も、高齢者等の外出や自立した生活をさらに支援するため事業の周知を図っていきたいと考えております。

次に、69ページをお願いします。長寿祝金支給事業は、高齢者の長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し、80歳を迎えられた方には5,000円、88歳を迎えられた方に1万円、101歳以上には2万円を、そして100歳到達者には5万円をそれぞれお贈りしました。令和元年度に長寿祝金をお渡しした方は、473人で、総額402万円でした。高齢者の平均年齢の延伸に伴い、支給年齢の対象者数の増加が予想されたため、令和2年3月に条例改正を行い、令和2年度から101歳以上の祝金支給を廃止することになりました。

次に、72ページをお願いします。子育て支援もポイントアップ！元気度アップ！推進事業は、65歳以上の高齢者の方を含むグループが登録をして、互助活動や地域活性化活動を行った場合に商品券などに交換できるポイントを付与す

るもので、地域の互助活動の活性化や地域包括ケアシステムの構築を推進することを目的としています。近年は、いきいきサロンやころばん体操の開催により、登録団体数及び商品券交換額の実績も増大してきているところです。事業実施状況欄の下に記載したとおり、鹿児島県地域デビューでポイントアップ！元気度アップ！推進事業により商品券代は100%、事務費は50%補助であります。事業成果にもありますとおり、いきいきサロン等の運営において、本事業を有効に活用している地区もあり、本事業が高齢者の地域活動参画へのきっかけづくりになっているところです。

次に、73ページをお願いします。高齢者等訪問給食サービスは、ひとり暮らしや虚弱な高齢者世帯等にお弁当を配付し、高齢者の食生活の改善、健康保持を図り、同時に見守り活動・安否確認を行っているものです。事業実施状況欄に記載のとおり、食数は昼食と夕食の1日最高2回を、元旦を除く毎日配食しており、令和元年度の月平均利用者数は134人、月平均配食数4,096食、総配食数は4万9,153食でした。現在、調理費用は一般会計の老人福祉費から、配食費用は介護保険特別会計の地域支援事業費から支出しており、令和元年度は、1食当たりの調理費用として300円、配食費用として250円を公費負担し、利用者負担金は350円を徴収しています。なお、10月からの消費税率改正に伴い、1食当たりの調理費用は315円、配食費用を260円とし、利用者負担金は350円から370円へ、20円値上げをしたところです。

次に、75ページをお願いします。老人保護措置事業は老人福祉法に基づき、環境上・経済的理由などにより、居宅での養護又は介護が困難な方を、養護老人ホームへ入所措置するものであり、事業実施状況欄記載のとおり、令和元年度末現在、4施設に63人を措置しているところです。現状と課題欄にありますとおり、高齢者虐待を疑われるケースや身元引受人が不在のケースなど、措置手続において問題となる困難事例が増加している傾向にあります。

次に、78ページをお願いします。在宅ねたきり者に対する介護手当の支給は、事業実施状況欄に記載のとおり、65歳以上の高齢者で、要介護3以上又は要介護2以上で重度の認知症と認定された方を在宅で6か月以上継続して介護している方に対し、年額7万2,000円の手当を支給するものです。令和元年度の支給対象者は92人でした。現状と課題欄に記載しましたとおり、国の実施要綱の基準では、支給対象者は期間中に他の介護保険サービスを利用していない者に限られ、本市では大半が支給対象外となってしまうことから、現在は一般財源での事業実施に切り替えているところです。

以上で、主要事業の成果説明書に基づく説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

決算に関する説明書は36ページ、事項別明細書は32ページをお願いします。なお、主要事業の成果説明書により御説明いたしました事業項目については、説明を省略させていただきます。第3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費の支出済額6億6,221万7,069円は、高齢者福祉サービスに係る委託料及び扶助費が主なものです。13節委託料のうち、緊急通報システム運営事業は、緊急時の通信・救急体制の確保のほか、利用者の安否確認にも大きな役割を果たしており、令和元年度末現在、ボックス型52台、携帯型5台の利用となっております。

次に19節負担金補助及び交付金であります。老人クラブ育成補助金は、単位老人クラブ19クラブに運営補助をしたものであります。後期高齢者人間ドック助成事業は、後期高齢者医療保険加入者を対象に一日人間ドックの助成を行う事業であります。厚生連健康管理センター、出水郡医師会広域医療センター、内山病院、済生会川内病院及び県民総合保健センターにおいて、昨年度は48人の利用がありました。28節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金であり、前年度比3,479万323円、7.91%の増となりました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は4ページをお願いいたします。第11款分担金及び負担金2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金のうち、老人保護措置費は養護老人ホーム入所者の本人及び扶養義務者の負担金であります。

説明書は13ページ、事項別明細書は8ページをお願いします。第13款国庫支出金1項国庫負担金2目民生費国庫負担金7節低所得者保険料軽減負担金1,638万2,700円は、第1から第3段階までの介護保険料の軽減分に係る国の負担分であります。2項国庫補助金2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金のうち、介護長寿課所管分は説明書備考欄の上から3行目、共助の基盤づくり事業200万円であり、人口区分ごとに定められる国庫補助基準額の上限の補助額であります。

説明書は15ページ、事項別明細書は10ページをお願いします。第14款県支出金1項県負担金2目民生費県負担金8節低所得者保険料軽減負担金は、第1から第3段階までの介護保険料の軽減分に係る県の負担分であります。2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち、介護長寿課所管分は、備考欄の上から4行目と5行目の老人クラブ育成事業、老人クラブ連合会育成事業費であり、その3行下、地域デビューでポイントアップ！元気度アップ！推進事業費であります。

説明書は20ページ。事項別明細書は16ページをお願いします。第17款繰入金2項特別会計繰入金3目介護保険特別会計繰入金の収入済額554万4,969円は、令和元年度分の一般会計から繰り出した介護給付費等の精算に伴う介護保険特別会計からの精算返納金であります。

説明書は22ページ、事項別明細書は18ページをお願いします。備考欄の下から8行目、後期高齢者医療制度特別対策補助金201万1,951円は、後期高齢者の人間ドッグ受診及びはり・きゅう施術の補助に対する鹿児島県後期高齢者医療広域連合からの交付金であります。

説明書は23ページに入り、第20款市債1項2目民生債2節老人福祉債1,200万円は、「食」の自立支援事業に活用いたしました。

以上で、認定第1号についての説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

中面幸人委員

成果説明書のページ、68ページ。68ページの3款1項3目、高齢者等福祉タクシー助成事業について伺いをいたします。この事業は平成30年の7月からグループタクシーに変わった新たな事業ということでございますけども、例えば75歳以上の方であったり、以下の方であったり、いろいろ条件等が違う中でですね、例えば利用内容について、1枚300円年間48枚というようなことで。今、成果とか課題等の説明がありましたが、例えばですよ、1枚当たり300円をもう少し上げてもらえないとか、年間48枚をもう少し枚数を増やしてもらいたいとか、そういう意見は、区長と執行部との語り合いがありますよね、年2回とか。それ以外のいろんな要望とか、去年、30年の7月からですけど、この事業の拡充等の要望等はございませんでしたか。

池田介護長寿課長

私が4月から介護長寿課に来ましたけれども、その後、区長との会はコロナの関係でできなかったのですけれども、それ以外の要望等については、今のところ私どものところには何も来ていない状況であります。以上です。

中面幸人委員

市民の代表として仕事をさせていただいている中で、聞こえて来るのがですね、こういう事業が全くゼロと、こういう事業があるのでは全く違うわけで、恩恵を受けてられる方もいるわけで、なかなか直接行政のほうに声を出すのも出づらい面もあるかなと思いますながら、自分たちにこう聞こえて来るところは、やはり1枚当たりの単価をちょっと上げてほしいとか、枚数を1年間48枚では通院とか買い物とかちょっと少ないねという声が聞こえて来ておりますので、今、課長の話では何もないということだったけれど、そういうことも踏まえてですね、これはまた区長さん方にそういう意見を聞く機会も必要じゃないかと思っておりますので、行政側からそういうふうに区長さん辺り、市民に対してですね、声を聞くような機会をつくって、より以上、市民から喜ばれる事業にしたいと思います。

山田勝委員

成果説明の72ページの子育て支援もポイントアップ！元気度アップ！推進事業とあるんですがね、実施状況の中で登録団体97、商品券交付団体97。例えば一つの集落に一つだったとしたら97では計算が合わないのですが、これは具体的にどういう形で登録されるんですか。

池田介護長寿課長

これにつきましては各区ごとというわけではなくて、各グループをつくっていただいて、それを登録するということでありますので、同じ区でも2つあったりとか、区でもなかったりとかというところもある状況であります。

山田勝委員

同じ集落内でも、ちょっと失礼な話だけど、好きなグループだけの会をつくれればそれでもいいんですよということであつたら、それなりの条件があるんですか。

池田介護長寿課長

対象となるグループについては構成員が3名以上、毎回活動して65歳以上の

構成員が半数以上いるということが条件になっています。

仮屋園一徳委員長

もう1回お願いします。

池田介護長寿課長

阿久根市に住所があって構成員が3名以上ですね。それと、毎回活動する方で65歳以上の構成員が半数以上いるということが条件になっているところでございます。

山田勝委員

そういうことであつたら、例えば、私の集落の人と隣の集落の人と一緒にグループをつくってもいいということですか。

池田介護長寿課長

そこは大丈夫です。ただポイントの対象となる活動がありまして、活動が高齢者見守りなどの支援活動、高齢者や介護者の仲間づくりの支援、美化活動、ボランティア活動、子育てサロン等、それとその他の地域貢献活動ということで、そういう活動をしていただくグループであれば対象になるということになります。

〔「了解。分かりました」と呼ぶ〕

中面幸人委員

付け加えまして、前もって申請をしないといけないことを言っておかないと。

池田介護長寿課長

今、言われるとおり申請が必要でありますので、よろしくお願いします。申請は社会福祉協議会で受付けておりますので、社会福祉協議会で申請をしていただければというふうに思います。

山田勝委員

決算に関する説明書の36ページでしたかね、扶助費の中の老人保護措置費について、例えば、老人の保護のそういう施設に対するあれですよという説明があったのですが、なぜか今年の成果説明書の中にですね、どこに誰がおいやっだろうかいというのを書いていないものですから、今年は各事業所、各介護施設とかに何人、何人というのは分からないで済むなあと思っただけのことです。

池田介護長寿課長

主要事業の成果説明書の75ページを見ていただければ。その事業実施状況のところにそれぞれの事業所に何人ということで書いてあるかと思いますが。

山田勝委員

その措置費については分かりましたよ。しかしながら介護保険でやっている、例えば小規模多機能とか何とかかんとかというところの施設もあなたのところだと思ふんだが、それはどこにけてあつたらうかいと思って。

仮屋園一徳委員長

今、一般会計ですので介護保険の特別会計のほうで聞かればどうですか。

〔「失礼しました」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、介護長寿課所管の事項について、審査を一時中止します。

午前中の審査を一時中止し、休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

(休憩 12:05～13:00)

○認定第5号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、認定第5号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

池田介護長寿課長

それでは、認定第5号 令和元年度阿久根市介護保険特別会計決算について、主なものについて御説明申し上げます。

説明に先立ち、本市の高齢化率等について御報告いたします。令和2年3月末時点の65歳以上の高齢者は8,170人で、高齢化率40.83%であります。また、介護保険の被保険者数等についてであります。令和2年3月末の第1号被保険者は8,109人、要介護認定者は1,726人であり、認定率は21.3%であります。

それでは、初めに主要事業の成果説明書の中から、主なものを御説明いたします。79ページをお願いします。

高齢者元気度アップ・ポイント事業は、65歳以上の高齢者の個人の健康づくりやボランティア活動に対して、商品券に交換できるポイントを付与することにより、健康維持や介護予防、社会参加を促進することを目的としており、令和元年度の実績は、事業実施状況欄に記載のとおり、ポイント手帳交付者数、商品券交換者数及び交換実績も伸びてきているところです。事業の成果としては、ポイント手帳交付者のうちの多くが健康増進・介護予防等への活動へ参加しており、高齢者が社会活動へ参加する動機づけの一助となっていると考えております。

次に、80ページをお願いします。ねたきり高齢者紙おむつ給付事業は、常時紙おむつを必要とする65歳以上の要介護高齢者の紙おむつ等の購入に係る経費の助成を行うもので、事業実施状況欄に記載したとおり、1枚1,000の利用券を、1人当たり年間最大48枚交付するものです。令和元年度の交付者数は365人で、利用券使用枚数は1万1,595枚でした。現状と課題欄にあるとおり、介護事業交付金を活用しての事業実施は、今後も国の実施基準が厳しくなることが予想されるので、対象者の範囲等について、検討する必要があります。なお、令和2年度からは国の実施基準に準じ、要介護3以上又は要介護2で重度認知症高齢者を対象とすることとしたところです。

次に、84ページをお願いします。介護予防複合プログラム業務は、通称「ひまわり教室」と呼んでいる事業ですが、介護が必要となるおそれの高い高齢者を対象に運動教室を開催しているもので、事業実施状況欄に記載したとおり、

週1回、計16回を1クールとして、運動機能及び口腔機能の向上、栄養改善等を図りながら、生活機能の低下防止を図るものです。令和元年度は60人の方が参加されました。事業の成果としては、教室開始時と終了時に体力測定を実施した結果、教室修了者全員について筋力の維持・改善がみられ、参加者には運動機能に加え、口腔機能の向上や食生活の改善に向けての知識修得と実践を通して、介護予防の意識向上と自立した生活の維持が図られているところです。また、教室終了後は、多くの参加者が各地区のころばん体操に参加されるだけでなく、新たなころばん体操教室の協力員になられるなど、高齢者の運動継続につながっています。

次に、83ページをお願いします。地域介護予防活動支援事業は、ころばん体操教室のことであります。地区の公民館等の身近な場所で、気軽に参加できる介護予防の場として開催されているころばん体操教室は、事業実施状況欄に記載のとおり、初回から5回目までは健康運動指導士と市職員が開催を支援し、6回目以降は、地区の協力員が中心となって開催されています。平成27年度から始まった教室は、参加登録者数も着実に伸びてきおり、令和元年度末現在では、47地区で1,079人の登録者数となっています。事業の成果としては、ころばん体操は、音楽に合わせた簡単な体操ではありますが、継続することで高齢者の体力維持と向上につながっており、何よりも参加者自体が体操の効果を実感しているところです。同時に住民主体の教室運営が行われることで住民の介護予防への意識が高まり、住民同士の交流、見守り活動や互助活動の輪が広がってきているところです。さらに、実施地区と未実施地区では要介護認定率にも差が出てきており、体操の継続の効果が数値としても表れてきているところです。今後は、市内全域にころばん体操教室を普及させ、前述のひまわり教室と連携して、介護予防運動のさらなる充実が図られればと考えております。

次に、87ページから92ページにかけては、介護保険給付事業の実績を記載してあります。事業勘定の詳細等については、このあと決算に関する説明書等により御説明いたしますが、介護給付費の各費目においては、87ページの事業実施状況欄に記載したとおり、令和元年度の増減の主なものとしましては、1行目、居宅介護サービス給付費及び3行目、施設介護サービス給付費が前年度より増加し、2行目、地域密着型介護サービス給付費及び8行目、地域密着型介護予防サービス給付費が減少しており、全体としては合計額27億9,800万円あまりとなり、前年度より1億389万円程度増加したところです。これは、88ページの現状と課題欄の2行目から記載してありますが、介護療養型医療施設から介護医療院への転換やグループホームの閉鎖等に伴う施設介護サービス費の増加、さらには高齢化による介護の重度化や介護認定者の増加、介護職員の処遇改善措置による影響等により、全体的に費用が増加したものと考えられるところです。

以上で、主要事業の成果説明書に基づく説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき御説明いたします。

それでは、事業勘定の歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は24ページ、事項別明細書は31ページになります。第1款総務費1項1目一般管理費の支出済額4,320万1,728円は、1節報酬は介護保

険専門指導嘱託員 4 人分の報酬が主なものであります。

事項別明細書は32ページに入り、2 目認定審査事務負担金の支出済額1,853 万6,000円は、北薩広域行政事務組合への共通経費分及び認定審査会事務事業に係る業務費分の負担金であり、業務費分の負担割合は均等割が10%、高齢者人口割が40%、実績割が50%で、実績割は平成30年度の審査件数で算定し負担したものであります。

次に、第2 款保険給付費の支出済額27億9,800万7,311円は、前年度比3.8%の増であります。第1 項介護サービス等諸費は、要介護の認定を受けた被保険者の方に対する居宅又は施設でのサービス給付費であります。1 目居宅介護サービス給付費の支出済額 7 億6,956万3,079円は、要介護の認定を受け、自宅でサービスを受けた際の給付費であり、前年度比9.8%の増で、1 万6,330件の利用であります。中でも福祉用具貸与の利用件数が多く、次に通所リハビリテーションや通所介護、訪問介護等が利用されています。3 目地域密着型介護サービス給付費の支出済額 6 億3,004万5,148円は、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム等で生活するサービスであり、前年度比2.5%の減であります。

説明書は25ページ、事項別明細書は33ページになります。5 目施設介護サービス給付費の支出済額10億1,423万8,963円は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等における施設サービスであり、前年度比3.2%の増であります。8 目居宅介護住宅改修費は、段差の解消や手すり等の取り付けなどの住宅改修に対し、1 人当たり20万円の改修費を限度に給付を行ったもので、昨年度は123件の実績でありました。9 目居宅介護サービス計画給付費の支出済額 1 億441万5,846円は、介護サービスを受けるための基本となるケアプラン作成料で、7,018件分であります。

説明書は26ページに入り、第2 項介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された被保険者の方に対するサービス給付費であります。1 目介護予防サービス給付費の支出済額3,529万3,464円は、要支援と認定された方が居宅サービスを受けた際の給付費であり、昨年度は1,985件の利用件数で、介護予防リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与が多く利用されております。

事項別明細書は34ページに入り、3 目地域密着型介護予防サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護事業所に係る分であります。

説明書は27ページ、7 目介護予防サービス計画給付費は、介護予防ケアプランの作成に係る経費であり、1,517件の実績となっております。4 項高額介護サービス等費の支出済額6,647万4,771円は、世帯ごとに居宅サービスや施設サービスでかかった利用料負担の 1 か月の合計額が一般世帯で 4 万4,400円、市民税非課税世帯で 2 万4,600円、老齢福祉年金や生活保護受給者で 1 万5,000円を超えた場合に、超えた分に対して支給するもので、高額介護サービス費と高額介護予防サービス費とで6,212件の給付となりました。

決算に関する説明書は28ページ、事項別明細書は35ページになります。5 項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険の利用者負担額と医療保険・後期高齢者医療の一部負担金等の 1 年間の合計額が高額になったとき、所得区分に応じた限度額を超えた分が払い戻されるもので、令和元年度は後期高齢者医療

と国保制度との合算分で295件の給付がありました。7項特定入所者介護サービス等費の支出額1億4,139万6,119円は、住民税非課税世帯の方が、介護施設に入所された際の居住費、食費について、一定の限度額を超えた分について給付を行うもので、昨年度は4,223件分について給付しております。

決算に関する説明書は29ページ、事項別明細書は36ページになります。次に、第5款地域支援事業費は、被保険者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、自治体が実施する事業であります。1項介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額5,832万1,010円は、介護予防マネジメントに基づき訪問型サービスや通所型サービスを提供するための費用であり、1目介護予防・生活支援サービス事業費の支出済額4,744万2,848円は、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や排せつ、食事等の介護や調理、洗濯、掃除等の家事を行う訪問介護やデイサービスなどの日帰りで施設に通い、食事や入浴などの生活上の介護や機能訓練等を受ける通所介護のほか、掃除や洗濯、調理などの日常生活の援助を行う緩和した基準による訪問型サービス等を受けた場合に支払われる費用であります。

説明書は30ページ、事項別明細書は37ページをお願いします。3項包括的支援事業・任意事業費の支出済額4,467万4,957円は、地域包括支援センターの実施する事業や家族介護支援事業に要する費用であります。

事項別明細書は39ページに入り、5目在宅医療・介護連携推進事業費の支出済額444万4,000円は、出水市及び長島町と共同で、公益社団法人出水郡医師会に事業委託を行っているもので、出水地域在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて連携体制づくりに取り組んでいるものであります。6目生活支援体制整備事業費の支出済額794万4,710円は、阿久根市社会福祉協議会に業務委託して生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握や地域ニーズに応じた生活支援体制の整備を進めるための事業を実施しているものであります。

説明書は31ページ、事項別明細書は40ページをお願いします。第6款基金積立金1項1目介護保険基金積立金の支出済額2,145万4,481円は、基金利子分と繰越金の残額分を積み立てたものであり、令和元年度末の基金残高は、前年度末より約545万円増の1億3,052万2,023円であります。第8款諸支出金1項2目償還金の支出済額3,862万8円は、平成30年度に係る介護保険給付費等の精算に伴う、国、県への精算返納金であります。3項1目他会計繰出金の支出額554万4,969円は、償還金と同様に平成30年度に係る一般会計への精算返納金であります。

次に、歳入について御説明いたします。

介護保険制度における、各種介護サービス費用は、原則としてサービス利用者の1割から3割の利用者負担分を除いた額の50%が公費でまかなわれ、残りの額を保険料として負担することとなっています。

それでは、決算に関する説明書は21ページ、事項別明細書は25ページになります。第1款保険料1項1目第1号被保険者保険料の収入済額4億8,224万7,536円は、収入率98.0%で、対前年度比0.4ポイントの増となりました。次に、

第3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金の収入済額4億9,980万9,600円は、居宅給付費が20%、施設等給付費が15%の負担割合による額です。

事項別明細書は26ページになります。2項国庫補助金1目調整交付金の収入済額3億12万3,000円は、国の調整交付金割合は保険給付費の原則5%分ですが、阿久根市は後期高齢者の加入割合と低所得者の方が多いこともあり、令和元年度は10.77%の割合で交付されました。2目及び3目の地域支援事業交付金の収入済額は、介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業・任意事業のそれぞれの対象経費の25%分と38.5%分であります。次に、第4款支払基金交付金の収入済額7億7,507万6,629円は、1目介護給付費交付金は保険給付費の27%分、2目地域支援事業支援交付金は地域支援事業費の対象経費の27%分であります。

説明書は22ページ、事項別明細書は27ページになります。第5款県支出金1項1目介護給付費負担金の収入済額4億1,881万9,000円は、居宅給付費が12.5%、施設等給付費が17.5%の負担割合による負担金であります。3項1目及び2目の地域支援事業交付金の収入済額は、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業のそれぞれの対象経費12.5%分と19.25%分の県補助金であります。

事項別明細書は28ページに入り、第7款繰入金1項一般会計繰入金の収入済額は4億7,445万6,401円であり、前年度比7.9%の増となりました。1目介護給付費繰入金は市が保険給付費の12.5%分、2目地域支援事業繰入金は介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%分、3目地域支援事業繰入金は包括的支援事業・任意事業費の19.25%分をそれぞれ繰り入れたものであり、5目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険料軽減措置の保険料減額分を国2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担したものであります。

事項別明細書は29ページになります。2項1目介護保険基金繰入金の収入済額1,600万円は、必要額を繰り入れたものであります。

以上で事業勘定を終わり、次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。介護サービス事業勘定は、地域包括支援センターの業務に係る経費であり、要支援1と2に介護認定された方のケアプラン作成に係る経費が主なものであります。

それでは、歳出から御説明いたします。決算に関する説明書は33ページ、事項別明細書は43ページになります。第1款総務費1項1目一般管理費の支出済額1,056万4,235円は、地域包括支援センターのケアマネージャー4人分の人件費が主なものであります。第2款介護予防サービス事業費1項1目介護予防給付事業費の支出済額85万4,056円は、ケアプラン作成業務委託料と地域包括支援センター電算システムの保守点検料及び改修負担金であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。決算に関する説明書は32ページ、事項別明細書は42ページになります。第1款介護サービス収入の収入済額1,122万4,840円は、ケアプラン作成に係る収入であり、1項1目介護予防サービス計画費収入分が1,516件、2項2目介護予防ケアマネジメント費収入分が1,020件になります。

以上で認定第5号についての説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたしますします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第5号について、審査を一時中止いたします。

(介護長寿課退室、農政課入室)

○認定第1号 令和元年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1を議題とし、農政課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

園田農政課長

前に説明に入ります前に、主要事業の成果説明書の96ページ、鳥獣被害対策実践事業で掲載しております捕獲実績の表において、数字の転記ミスがございましたので、正誤表により訂正させていただきました。大変、申し訳ございませんでした。

それでは、農政課所管分の事項について御説明いたします。令和元年度実施の事業のうち、主要事業の成果説明書の中から主なものを御説明します。なお、金額につきましては、千円単位までの説明とさせていただきます。

まず、成果説明書95ページの食のまち阿久根ブランド力強化事業につきましては、食のまち阿久根のブランドイメージを市内外に情報発信するとともに、交流人口の増加や地場産業の活性化を図るため、「第4回華のBBQ A K U N E」を令和元年10月13日、日曜日に開催しました。昨年度は1週間前に台風19号が発生し、事前の予報では開催予定日前後に本市に最接近する予報であったため、追い込み段階でのチケット買い控えがあり心配しましたが、予報より早く通過したため、吹き返しの影響があったものの無事に開催できました。準備したチケットは全て完売し、2,700名を超える集客が図られ、初期の目的は達成できたと考えるところです。今年度の開催につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえ、実行委員会の皆様にお諮りし、残念ながら中止の決定に至ったところですが、来年度以降につきましても、状況を見ながら検討していく必要があると考えるところです。

次に、成果説明書96ページ、鳥獣被害対策実践事業につきましては、農作物に対する鳥獣被害防止対策のため、捕獲活動や侵入防止柵の設置の取組みに対して支援したものです。結果として、令和元年度の捕獲頭数は増加したものの、鳥獣による被害の報告件数はなかなか減ることがないため、さらなる捕獲の推進はもちろん、侵入防止柵設置の普及による被害対策が重要になってくると考えます。

次に、成果説明書99ページの農業次世代人材投資事業につきましては、新たに

農業経営を開始した50歳未満の方農業者に対し、経営が不安定な就農初期段階を支援するため、年額150万円を最長で5年間交付する国の事業です。令和元年度は新たに2名が新規対象者で加わり、継続の対象者と合わせて9名に支援したところです。いずれの新規就農者についても農業経営の安定を目指して、日々、営農に励まれており、農政課としては関係機関と一体となり、技術面や経営面などについてもサポート体制の充実にも努めました。なお、45歳以上50歳未満の世代につきましては、令和元年度から新たに対象として拡充されたところですが、要件として商工業などの経営管理に携わった者か、農業関連事業に3年以上従事していた者が対象となるため、採択につきましてはなかなか厳しい現状になっているところです。

また、次のページ、100ページの壮年世代新規就農者支援事業につきましては、国の事業で対象とならない45歳以上55歳未満の新規就農者に対し、就農初期段階を支援するため年額100万円を最長で2年間交付する市独自の事業です。令和元年度は新たに1名が新規対象就農者がとして加わり、継続の対象者と合わせて2名に支援したところです。こちらについても、就農者の安定経営に向けて関係機関と連携によるサポート体制の充実に努めました。年齢要件については引き上げの要望があったりするところですが、55歳以上の新規就農となると経営安定までに要する年月や体力面など、事業目的に対する費用対効果の検討が必要であると考えるところです。

次に、106ページの農業・農村活性化推進施設等整備事業（産地づくり対策）につきましては、3戸以上の農業者で組織する団体等が、効率的かつ効果的に営農活動を実施するため、農業機械・設備等の導入に係る費用に対し、県が3分の1、市が6分の1、合計2分の1以内で補助する事業であります。令和元年度は市内2団体に事業を実施しました。この事業の実施により、農業機械の購入による農家の過剰投資を抑制できたとともに、効率的で持続可能な地域農業の推進が図られたところです。課題として、要望件数に対し県の予算枠が限られていることから、要望件数が多い場合は、優先順位を決め採択しなければならない状況がございます。

次に、112ページの県営農地整備事業（中山間地域型）阿久根南部につきましては、鶴川内、赤瀬川、西目、山下及び脇本の一部の中山間地域を対象とした区画整理、また、農道、農業用排水路等の営農環境基盤を総合的かつ一体的に整備し、地域農業の生産性の向上と環境改善を図ることを目的とした事業であり、平成28年度から令和5年度までの8年間の事業となっております。令和元年度につきましては、田代下団地と桑原城地区のほ場整備、山下の松元地区パイプライン工事、筒田地区平田農道工事、ほか4件の設計業務などを実施したところです。なお、複数年にわたる事業である中、優先順位等により事業実施までに時間を要する地区があったり、全国的な大規模災害の状況により予算の確保が厳しい場合もあり、地域の皆様には歯がゆい思いをさせているところであるため、少しでも早い完成を目指し、今後についても国や県に早期実施をお願いしてまいります。

次に、116ページの市単独土地改良事業補助につきましては、国や県の補助事業に該当しない土地改良事業のうち、受益者が事業主体となって実施する農

道、用排水路、生活道路等の改修工事に対し、市が工事費の7割を補助する事業になります。令和元年度は5地区において事業を実施しており、農業用施設の機能回復や地域の利便性の向上を図ることができました。毎年、翌年度の予算確保のため、各区長を通じて8月頃までに要望を取りまとめているところですが、整備した施設等の機能維持管理のためには草刈りや泥上げなどの地域による共同活動も推進していく必要があると考えているところです。

次に、120ページ、単独農業施設復旧災害事業と121ページの補助農業施設災害復旧事業につきましては、梅雨豪雨や台風等により被災した農地や農業用施設の復旧に係る事業になり、基本的には40万円未満の工事が単独工事扱い、40万円以上が補助事業扱いとなります。令和元年度は、単独事業で10地区、補助事業で3地区の災害復旧工事を実施し、持続可能な農業経営のため被災した農地や農業施設復旧に対応したところです。なお、例年、6月、7月の豪雨や夏場の台風により災害が発生するため、その後、補正予算を確保し入札事務や工事発注の運びになるため完了までに時間を要することや、小規模な災害箇所は数箇所をまとめて工事発注するため、人員配置や現場移動など落札業者には御苦労をかけていることなど課題もあるところです。その他、各種事業等を実施したところではありますが、資料にて確認いただければと思います。

次に、事項別明細書及び決算に関する説明書に基づき主なものについて説明いたします。

まず、歳出から御説明致します。事項別明細書事項別明細書の41ページ、決算に関する説明書の43ページをお願いいたします。6款農林水産業費1項2目農業総務費は執行率98.79%です。2節給料から4節共済費までは、職員13名の人件費であります。8節報償費120万は、小組合長謝金になります。次に、3目農業振興費ですが、執行率66.15%です。これは、昨年度の第1号補正において、JA果実選果場の整備に係る補助金3,141万円を承認いただきましたが、令和2年度への繰越事業となったことが執行率が低い主な原因となっております。なお、施設は既に完成しており、現在、選果機等施設内設備の導入段階であり、11月末から供用を開始する予定となっております。1節1節報酬449万5,000円は、農業専門指導員2人分の報酬が主なものであります。19節負担金補助及び交付金は、主に農業振興策に係る各種事業に要する経費であり、国や県、また、市の独自の事業を活用した農業者に対して補助金等を交付したものが主なものです。主な事業として、決算に関する説明書43ページ、備考に記載の下から3行目の鳥獣被害防止対策協議会1,167万4,000千円、その下の農業・農村活性化推進施設等整備事業739万9,000円、次のページ、44ページ、同節一番の下の農業次世代人材投資事業交付金1,275万円など全事業24事業となります。

次に、事項別明細書は41ページ下から42ページにかけて、決算に関する説明書が44ページの4目畜産業費ですが、執行率は98.50%です。19節負担金補助及び交付金のうち、先ほど成果説明書でも御説明いたしましたが、食のまち阿久根ブランド力強化事業700万円につきましては、2分の1補助である鹿児島県の地域振興推進事業を活用して開催しました。また、畜産クラスター事業の1億3,305万3,000円につきましては、畜産農家と地域畜産関係者が一体となり、

畜産の収益性を地域全体で向上させるための国の2分の1以内で補助する事業であり、令和元年度は、本市で養鶏業を営む経営者が、窓のない閉鎖型断熱構造のウィンドレス鶏舎を整備されました。外部と遮断する鶏舎を設けることで、鳥インフルエンザなどの対策にも効果があり、安全で安心な鶏肉を消費者に届け、養鶏農家の収益性向上につながると期待するところです。21節貸付金につきましては、畜産農家の経営安定を目的に、JA鹿児島いずみに素畜導入資金として3,000万円を貸し付け、市内畜産農家が肉用牛として飼育する和牛、または乳牛及び豚の素畜を導入するため借入れをする際、この額を元金として融資を受けるためのものであり、毎年、年度当初に貸し付け、年度末には戻し入れをしてもらっております。

次に、決算に関する説明書は45ページにかけての5目農地費、執行率97.34%です。13節委託料548万1,000円につきましては、毎年度実施する折多排水機場維持管理業務ほか農業用施設の維持管理の業務などに係る費用であります。次に、15節工事請負費の支出済額425万円は、折多排水機場導水路浚渫工事や松元地区ほか1地区排水路改修工事を実施したものです。19節負担金補助及び交付金のうち、負担金についてはつきましては、本市の基盤整備にかかるものであり、ほとんどは県に事業実施していただき、市は負担金を支払っているものであります。このうち主なものにつつきまして説明させていただきます。備考欄の真ん中から少し下にありますが、県営ため池等整備事業795万6,000円は、大漣地区の古田ため池が、堤体からの漏水及び用排水路の石積が一部崩壊しているため、水資源確保及び防災・減災を図ることを目的に平成30年度から令和2年度にかけての県営事業であり、それに対する負担金であります。次に、その2行下の農業競争力強化基盤整備事業（中山間型）南部地区2,225万3,000円は、平成28年度に事業採択を受けた県営事業のうち令和元年度度分の負担金であります。次に、その2行下の市単独土地改良事業443万2,000円は、地元発注の農道、用排水路、生活道路等の改修に対し市が補助するもので、4地区の農道舗装工事と1地区の農業用水施設の工事に対し補助したものです。

次に、事項別明細書は43ページになりますが、7目ダム管理費、執行率98.34%です。高松ダムの洪水対策の調節や高松川流域に設置してあるダム関連施設等の維持管理及び保守点検等の管理業務の予算になります。

次に、決算に関する説明書は46ページになりますが、9目農林業振興センター費、執行率90.20%の871万8,000円につきましては、農業専門指導員報酬と臨時職員の賃金が主なものになります。

次に、事項別明細書は44ページになりますが、10目農村環境改善センター管理費、執行率89.82%、11目西目地区集会施設管理費、執行率88.31%、13目折多地区集会施設管理費、執行率94.91%、それぞれの支出済み額についてはつきましては、清掃作業等施設管理業務に係る委託料が主なものになります。

次に、事項別明細書、決算に関する説明書ともに66ページをお開きください。11款災害復旧費4項1目単独農業施設災害復旧費、執行率94.91%です。15節工事請負費331万2,000円は、40万円以下の工事を対象に10地区の農業用施設災害復旧工事を実施し、2目補助農業施設災害復旧費、執行率98.63%は、15節工事請負費538万4,000円、施設災害1か所、農地災害2か所の計3か所の復旧

工事を県補助により実施いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

事項別明細書事項別明細書は4ページ、決算に関する説明書の9ページになります。11款分担金及び負担金1項1目農林水産業費分担金1節農業費分担金の収入済額450万7,000円は、県営農地整備阿久根南部地区に係る地元負担金になりであります。

次に、事項別明細書事項別明細書は5ページ、決算に関する説明書の10ページになります。12款使用料及び手数料1項4目農林水産業使用料1節農業使用料の収入済額133万3,000円は、農村環境改善センター、西目地区集会施設、折多地区集会施設の会議室及び冷暖房等の使用料などであります。

次に、事項別明細書事項別明細書は11ページ、決算に関する説明書の15ページ下からになります。14款2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の収入済額2億234万4,000円のうち、農政課所管に係る主なものは、決算に関する説明書にあります鳥獣被害対策実践事業費の1,162万4,000円、多面的機能支払交付金の1,236万7千円、農業次世代人材投資事業の1,275万円、畜産クラスター事業の1億3,305万3,000円などで、合計17件の事業費補助であります。

次に、事項別明細書は12ページ、決算に関する説明書の17ページになります。10目災害復旧費県補助金5節農業施設災害復旧費補助金の収入済額521万8,000円は、施設災害1か所、農地災害2か所の計3か所に対する補助金になります。

次に、事項別明細書事項別明細書は13ページ、決算に関する説明書は17ページ下から18ページにかけての3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金の収入済額42万1,000円のうち農政課所管に係るものは、海岸保全区域に指定された折口海岸及び飛松海岸の管理に対する県からの委託金19万4,000円及び市町村権限移譲交付金2万円になります。

次に、事項別明細書は14ページ、決算に関する説明書は19ページになります。15款財産収入2項3目生産物売払収入1節生産物売払収入の収入済額のうち、農政課所管に係るものは、農林業振興センターの207万2,000円で、切り花及び園芸作物等の生産販売収入であります。

次に、事項別明細書事項別明細書は17ページ、決算に関する説明書は20ページになります。19款諸収入3項2目農林水産業費貸付金元利収入1節農業費貸付金元利収入の収入済額3,000万6,000円は、素畜導入資金としてJA鹿児島いずみへ貸付けた元金の受入額3,000万円と元金に対する0.02%の貸付金利子6,000円の受入額であります。4項4目1節農業費受託事業収入の収入済額のうち296万7,000円は、農地中間管理事業事務委託費になります。

次に、事項別明細書は18ページ、決算に関する説明書は23ページになります。20款市債1項5目農林水産業債1節農業債の収入済額2,070万円は、県営農地整備事業債の1,200万円、農村地域防災減災事業債650万円、地域用水環境整備事業債220万円のそれぞれ財源充当分であります。

次に、事項別明細書は19ページ、決算に関する説明書は24ページになります。10目災害復旧債5節農業施設災害復旧債の収入済額200万円は、災害復旧に係る単独農業施設災害復旧債の財源充当分となります。

以上で、農政課所管についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

す。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

中面幸人委員

今、課長の説明の中でですね、3事業についてちょっと関連ですので、一緒にお聞きをいたします。まず1点がですね、成果説明書の108ページ、6款1項3目の機構集積協力金交付事業、それと109ページの6款1項3目農地中間管理機構事業、そしてですね、112ページの中山間地域型の経営農地整備事業の3事業について、関連ですのでお聞きいたしますが。私は、この3つの事業の目的は、合わせたときに総合的に一貫性があるというふうに思っておりますが、今度は3つの事業の成果、効果が上がるまでにですね、どうしても総合的に一貫性に欠けているんじゃないかというふうに思っているので質問しますが。というのは、それぞれの事業の現状と課題を見たときに、例えば一つの事業では各地域に作物ごとの収益性を示し、より経営向上に向けて取り組むとか、もう一つ事業は、農地の集約化・団地化を図り、経営の安定化を図っていくというふうな形でですね、課題として上がっておりますけれども、現状、例えば私の地域でも、認定農業者がおって担い手はいるのですが、現在はほかの地域から農業法人等が入ってきているのですが、地元の方がやっぱり入りきれないというところには、この地域にどういう作物を作っているのか。その経営の収益性やら経営が安定するのに不安があるのではないかというふうに思っているわけです。そこで、農地の集積・集約した地域について、団地化して、例えばここは無霜地帯だからとか、ここは水田が多いとか畑が多いとか、そういう地域ごとに団地化して、どういうふうな作物を作ったほうがいいのか、収益性が上がるのかという、そういう阿久根市内の集約した地域について検討したことがあるのですか。

園田農政課長

中面委員にお答えいたします。3つの事業が関連ということでの御質問ですが、農地中間管理事業、こちらにつきましては、地域の農地が高齢化あるいは担い手不足ということで、耕作者がどんどん減るという状況の中、地域でそういう貸し借りを、これまで農業委員会を通して農地の貸し借りをしていたものを県の機構に預けまして、それを地域の担い手に作っていただくという流れを、ワンクッション置いての、そういう流れの事業になります。そして、一番最初にあった機構集積協力金というのは、そのようなことに理解をいただき、協力いただいた地域に対して補助金が下りるというものでございます。また、3つ目の県営農地整備事業、こちらにつきましては、そういう交付金の使い道が多岐にわたり農業振興のために使っているということでありますので、県営農地整備事業に地元負担がある場合ですね、そういうところにも活用できるということからの関連がございます。

この中間管理事業で農地の貸し借りの取組を、阿久根市内23地区ございしますが、基本的には水田が中心となっているところです。やはり農地をまとめて借りてそのような担い手に預けるという場合、やはり機械化が図れる農業に対し

てこの中間管理事業の活用が有効と考えるところです。今後、畑作の部分についてもこの事業は当然活用できますので、そのようなスマート農業等の推進もございますし、機械化を含めたそのような地域の中間管理事業の推進、あるいはそういう作物の推奨をする必要はあると考えております。そしてその中で収益性の向上ということで、地域で一定の面積に対してその生産の収入が上がるような作物については、農政課の指標を作ってございますので、そのような地域には御案内はさせていただいております。ただ先ほど言いましたように、中間管理事業は水田での推進が、今、先行しておりますので、他の作物の推奨につきましては、またそこを結びつけながら対応していきたいと考えます。

中面幸人委員

課長が説明されるように、3つの事業の目的についてはしっかりと把握して、阿久根の農業を守るために行われる事業ということは理解しておりますけれども、実際その事業を行って、最終的に農業者が収益性であったり経営が安定するために、行政としてですよ、ここの地域はちゃんと団地化するとうたっている、ここの地域は何を作ったほうが収益性が上がるとか、そういうことを検討しているのですかということを私はお聞きしたのです。

園田農政課長

個別、地域別にそのような、ここは何が合うというのは細かくは設定はしておりません。例えば、豆類についてはやはり無霜地帯、先ほどお話がありました無霜地帯の海岸地域とかが有効かとは考えますが、一定の生産の気候条件等、あるいはそういう環境条件があれば、市場の価格等も示しながらそのような推進がどうかということでお話はさせていただいております。ということで、地域別設定というよりも阿久根市全体として現在売れ筋の農作物、あるいはそういう鹿児島の阿久根というところに合う作物ということで紹介させていただいております。

中面幸人委員

私は以前から言うように、阿久根市は農業を基幹産業とずっと前の前の市長時代から言われて来ているんだけれども、本当に阿久根のブランドとしてですよ、確かにマメとかありますけれども、確立としてはそういうのがなかなかそういうのが出て来ない。そして、地域には担い手となる認定農業者がいるんだけど、なかなか方向性がよく見えないから踏み込めないというのもあると思うんですよ。だから本当にここの団地は、ここのエリアは何を作れとかですね、そういうのを行政は指導できないのかなあと、いつも思っているのですけれども。ここで、やはりこういう農業に欠かせないのがJAですね。JAとの連携だと思います。JAからの指導員も来られて各地域を回って、本当、私はいいことだと、以前とすればいろんな指導を受けられていいことだと思っておりますけれども。やはりですね、ただJAが国の補助金の受け皿的な存在だけではなくて、JAともっと連携を取って、本当に収益性が上がる、農家が安定するような施策の取組を行政とJAが連携してやらないかと。何回もこういう話をしていきますけれど、課長、具体的にそういうような取組についてJAと具体的に検討したことはございますか。このままじゃずっとこのままの状況で阿久根の農業は進んで行くと思いますよ。具体的に、本当にお金になる、継続して

安定して農業が行える、若い人たちが農業を継げると自信を持てるような、そういう取組をＪＡとしたことがありますか。

園田農政課長

農業生産品目数多くある中で、いろんな地域の特性もありますし、そこに対してＪＡさん、あるいは他県も含めた関係機関とは常に協議をしております。そういう中で、ここ近年は天候が非常に不安定な中、施設の栽培経営を推進というのが一つの方向性にあります。品目としてはミニトマト、イチゴあるいは先ほど言いましたマメ類の中でキヌサヤ等、こちらについては収量も一定の計算ができますし、そういう農業経営として将来性もあるということで、そちらについては常に協議をしながらお互いの意見交換をし、進めているところでございます。

中面幸人委員

確かに課長が言われるように、例えば、２反か３反ぐらいのハウスですね。そういう施設園芸というのが天候なんかに左右されなくていいのかなあというふうに私も思っております。そういうふうな傾向にあるのかなというふうに見ておりますけれども、ただし課長、中山間地域で北部地区、今、南部を進めていますけれども、こういうふうに基盤整備も行っているわけです。また地元も５％の負担金をしているわけですね。だから、やはりこのまま基盤整備をしても、しっかりと具体的に取り組まないと、また耕作放棄地が増えていく可能性があるとは私は危惧しているのですが、ぜひですね、その施設園芸に流れていくのもいいですけど、多くの予算をつぎ込んで基盤整備等を行っているわけですから、やっぱりちゃんとした具体的な取組を本当にしていけないといけないと思っておりますので、今後も御検討をよろしくお願いします。

園田農政課長

委員のおっしゃるとおり、将来の農業については各種不安要因はございます。そういう中で、こういう基盤整備を推進しておりますけれども、冒頭申しました高齢化等もあり、あるいはそういう農地を整備したときには当時元気でいた５０代の方が６０代になったりですね、そういうタイムラグ的な要因もございます。一刻も早く整備を完了させながら、やる気のある担い手に営農活動していただきたいと我々も考えております。いかんせん市単独ではできないことでして、県・国にもその辺はよく話をつないで、早い完了、あるいは阿久根の農業振興を図っていきたいと思います。以上です。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第１号中、農政課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

ここで暫時休憩します。

（農政課退室）

（休憩 １４：１５～１４：２７）

(農業委員会事務局入室)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、認定第1号中、農業委員会所管の事項について審査に入ります。

事務局長の説明を求めます。

園田農業委員会事務局長

それでは、農業委員会所管分について御説明いたします。

まず、主要事業の成果説明書の中から主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書の124ページをお願いします。この農業委員会一般事務については、農業生産力の増進及び農業経営の合理化に資することを目的に、農業委員12名及び農地利用最適化推進委員7名による農地利用の最適化活動とその成果の実績に対し交付金を交付するものですが、この活動の実施により43.5ヘクタールの農地集積と14.9ヘクタールの遊休農地の解消を図ることができました。今後の課題としましては高齢化等による農家人口の減少や大型の農業機械が普及する中で、立地条件や使い勝手等が悪い農地については、現状や将来の活用見込み状況等を視野に入れ、非農地化を進める必要があると考えているところです。

それでは、次に決算内容のうち、主なものを説明いたします。なお、金額については、千円単位までの説明とさせていただきます。

まず、歳出から御説明いたします。事項別明細書の40ページ、決算に関する説明書の43ページをお願いします。6款農林水産業費1項1目農業委員会費、執行率99.13%の1節報酬1,470万2,000円は、農業委員12名分と農地利用最適化推進委員7名分の報酬になります。2節給料から4節共済費までは、事務局職員4名分の人件費です。19節負担金補助及び交付金の18万1,000円は、県農業会議拠出金の15万3,000円が主なものです。

次に、事項別明細書は43ページ、決算に関する説明書は45ページの一番下になります。8目農業者年金事務費、執行率75.69%の45万3,000円は、農業者の老後の安定を図るため、加入促進活動や農業者年金裁定請求事務等の執行に関するものです。うち、8節報償費の6万4,000円は、農業者年金加入促進のため、加入推進委員が個別訪問等を実施した際の活動謝金です。

次に、事項別明細書は44ページ下、決算に関する説明書は46ページ真ん中より少し下になります。12目農地利用対策事業費、執行率97.98%の248万3,000円は、機構集積支援事業に係る経費であり、1節報酬175万円は、嘱託職員1人分の報酬であります。

次に、歳入について御説明いたします。

事項別明細書は7ページ、決算に関する説明書は12ページになります。12款使用料及び手数料2項4目農林水産業手数料1節農業手数料の収入済額16万6,000円は、各種証明手数料や嘱託登記手数料であります。

次に、事項別明細書は11ページ、決算に関する説明書は15ページから16ページになります。14款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金ですが、農業委員会所管分は、決算に関する説明書15ページの備考欄、一行目の農業委員会費224万2,000円、16ページ上から8行目の機構集積支援事業費

247万3,000円、その下の国有農地等管理処分事業交付金1万9,000円、その6行下の農地利用最適化交付金555万1,000円です。なお、これらの歳入につきましては、歳出の6款1項1目の農業委員会費と、6款1項12目の農地利用対策事業費にそれぞれ財源充当しているものであります。

次に、事項別明細書は13ページ、決算に関する説明書は18ページになります。14款県支出金3項5目農林水産業費県委託金1節農業費委託金のうち、農業委員会所管分の収入済額は20万7,000円ですが、平成30年度からの農地転用許可事務等に係る、県からの権限移譲交付金であります。

次に、事項別明細書は17ページ、決算に関する説明書は20ページから21ページになります。19款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入のうち、農業委員会所管分の収入済額73万8,000円は、農業者年金の年金受給者数、被保険者数、新規加入者数などを基礎として算出した金額を、独立行政法人農業者年金基金から事務費として交付されており、農業者年金業務受託手数料であります。5項4目雑入20節雑入のうち農業委員会所管分は、決算に関する説明書の21ページの雇用保険料のうち嘱託職員分5,000円、22ページ上から10行目、全国農業新聞普及推進助成金の2万7,000円であります。

以上で、農業委員会所管についての説明を終わりますが、よろしく願います。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、農業委員会所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（農業委員会事務局退室、水産林務課入室）

仮屋園一徳委員長

次に、認定第1号中、水産林務課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

佐潟水産林務課長

それでは、水産林務課所管の事項について、御説明します。

まず初めに、令和元年度の新規事業分について御説明申し上げます。

主要事業の成果説明書の134ページをお開きください。これは、令和元年度から地方譲与税として交付されました森林環境譲与税事業であります。森林環境譲与税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設され、森林環境譲与税の交付金は令和元年度から都道府県及び全国の自治体に交付され、また、その財源となる森林環境税は令和6年度から課税されることとなったものであります。令和元年度の交付額は491万4,000円であり、事業の目的欄にあるとおり、森林所有者に対して森林経営の意向調査を71人に対して行い、調査費用を除い

た480万8,336円を森林環境譲与税基金に積み立てたところであります。今後も引き続き、森林経営に関する意向調査を行い、併せて森林整備を計画的に行っていきます。

それでは、次に、主要事業の成果説明書の中から、主なものを御説明します。125ページにお戻りください。作業道急坂局部舗装事業であります。作業道の舗装工事の経費の一部を補助し、林業における作業道の急坂部分での作業の効率化と安全確保を目的に、令和元年度は9路線の887.5メートルを実施し、決算額519万7,000円となりました。補助率が事業費の70%以内と高い補助率の為、事業実施者からは、林産物、特にタケノコ生産者等への生産意欲の向上が図られると高い評価を受けているところでもあります。

次に、127ページをお開きください。有害鳥獣捕獲事業であります。農作物の被害者から捕獲要請を受けた際に有害鳥獣捕獲隊等に出動を要請し、捕獲した実績に応じた謝金を支払い、捕獲活動を支援することで農林産物の被害を軽減することを目的に行っており、本年度の実績は、イノシシ302頭、シカ514頭、アナグマ133頭、タヌキ7頭、カラス25羽、ノウサギ2羽となっております。この実績は、猟期外の禁猟期の捕獲実績であり、猟期中の実績も含めると、イノシシ460頭、シカ950頭、アナグマ163頭、タヌキ15頭、カラス53羽、ウサギ2羽であります。その他の費用は、有害鳥獣対策嘱託員の報酬及び共済費等であります。

次に、130ページをお開きください。竹林改良促進支援事業であります。これは、いわゆる竹チップへの補助事業であり、令和元年度の実績は、1,121トンで168万2,000円となりました。竹チップの買い受け金額は、1キロ当たり7.5円であり、1.5円の補助金で合計1キロ9円となります。近隣市町が2.3円から2.5円の補助を行っており、増額の要望等もありますが、平成30年度から新規事業として竹林の貸借に関する事業を行っていることから、現状での補助金で生産をお願いしているところでもあります。

次に、131ページをお開きください。かごしまの特用林産物総合対策事業であります。ヒサカキの生産を行っている阿久根枝物生産組合に対して県と市が補助を行っているものであり、令和元年度にはこれまで整備してきたヒサカキを市場に初出荷されたところでもあります。なお、ヒサカキの樹林も増えてきており、今後は、生産額も上がってくるものと思われます。ちなみに、市場での相場価格は、1束35円から130円程度と聞いております。

次に、132ページをお開きください。平成30年度より新規事業として取り組んだ、放置竹林解消等奨励交付金事業であります。これは、竹林の貸し手及び借り手に対する奨励交付金を交付することによって放置竹林の解消と放置竹林の未然防止を図り、タケノコの生産増大を目的としたものであります。内容としましては、交付対象者は、本市の区域内にある土地を所有または管理する貸し手及び借り手とし、契約面積1アール以上の賃貸借契約を締結した者とし、交付金の額は、貸し手及び借り手のいずれも竹林面積1アールにつき1,000円、限度額については、10万円とするものであります。実績としましては、竹林賃貸借契約件数が13件、竹林賃貸借契約面積は、22筆の6万1,978平方メートルであり、累計11万3,045平方メートルの竹林が契約されています。うち3万

1,272平方メートルの放置竹林が解消されることとなりました。今後も、制度の周知と広報を行い、適正な竹林の維持が出来るよう事業を図っていく必要があります。

次に、136ページをお開きください。水産業振興単独事業の水産物流通対策事業であります。これは、大型外来船に対して、阿久根漁港への水揚げを要請する誘致活動を行い、漁獲物を冷却するために必要な氷に要する経費の一部を補助することにより、阿久根漁港の水揚量の増加を図る水産物流通対策事業と、地元漁業者の方々が、漁獲時から出荷に至る全ての段階で適切に氷の施氷を行い、水産物の鮮度保持による魚価の安定を図る水産業活性化事業、氷代補助と言っております、2つの事業の合計であります。それぞれの、実績は記載の通りであり、水揚げの確保に寄与していることから、今後も漁協と協力して積極的な誘致活動及び地元漁業者への周知を行ってまいります。

次に、140ページをお開きください。水産業振興単独事業の磯焼け対策事業であります。これは、ウニ類などの食害により磯焼けが継続している水域において、食害生物を駆除することにより藻場の再生を図り、磯根資源の増殖と漁業生産力の向上を図ることを目的として実施しているものであり、ウニ類の食害により磯焼けが継続している沿岸域において、食害生物の駆除作業を24回、モニタリングを1回実施したところであります。事業の成果としましては、継続して実施することにより沿岸域の漁場環境を整え、放流事業や漁場管理などを効果的に実施することができるものの、平成28年度以降はアイゴなどの藻食性魚類による食害も多く、これまでどおりのウニ駆除では効果が発現せず、藻場の回復が図られない水域があります。また、小型のムラサキウニが非常に多く、現状の人的体制では対応が難しいことや、秋期から初冬にかけ海水温が例年より高かったことから、藻食性の生き物の活動が活発だったと推定されます。しかしながら、藻場再生に関しては喫緊の状況であることから、継続して実施していく必要があります。

次に、144ページを御開きください。漁業後継者就業支援交付金であります。これは、漁業者の高齢化と後継者不足が大きな問題となっていることから、漁業後継者就業支援金を交付し、新たに漁業に就業する青年を将来の漁業の担い手として確保・育成することを目的に、平成28年度より事業開始したものであります。令和元年度実績は、平成29年度に認定を受けた2名に各75万円を交付し、令和元年度に認定を受けた2名に各150万円の合計450万円を交付したところであります。近年の漁業は従来の漁法でも期待する漁獲量を確保できないなど、自然の影響を受け経営は非常に難しいことから、北さつま漁協とも協力して漁家経営の指導を含め実施していく必要があります。また、支援金の交付要件を満たす漁業後継者が非常に少ない状況に北さつま漁協も苦慮しているところであります。

以上で、主な主要事業について説明を終わります。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて、歳出から御説明します。

決算に関する説明書は46ページ、47ページ、事項別明細書は45ページをお開きください。第6款農林水産業費2項1目林業総務費の予算現額は、1,597万

3,000円、支出済額1,592万9,350円で、執行率は99.73%であります。第2節給料から第4節共済費につきましては、職員2名の給料や期末勤勉手当及び共済費等であり、第19節負担金補助及び交付金は、治山林道協会等への負担金が主なものであります。

次に、2目林業振興費の予算現額は、4,185万5,000円、支出済額3,831万7,520円で、執行率は91.55%であります。第1節報酬の支出済額177万8,429円は、有害鳥獣捕獲に関する各種業務に従事する嘱託員の報酬であります。次に、第8節報償費の支出済額540万8,000千円は、有害鳥獣捕獲謝金540万4,000円が主なものであり、捕獲内訳については先ほど主要事業の説明時の頭数であります。次に、第13節委託料の支出済額347万2,699円は、森林システムデータ整備業務が主なものであり、ほかは山村開発センターと鶴川内地区集会施設の管理業務であります。次に、第19節負担金補助及び交付金の支出済額1,257万5,038円のうち、主なものは、紫尾幹線林道維持管理協議会への負担金のほか、北薩森林組合が阿久根市内の森林で行った公益的機能を目的とし健全な森林づくりを実施するために、保育の間伐を行う健全な森林づくり事業と、森林経営計画を作成した育成林の作業路網の点検や改良を行う森林整備地域活動支援事業であります。次に、竹林改良促進支援事業は、いわゆる竹チップ補助金であり、かごしま特用林産物総合対策事業は、阿久根市枝物生産組合が実施したヒサカキの生産のため行った、ヒサカキの苗木代等への補助金であります。次に、積立金480万8,336円は森林環境譲与税基金に積み立てたものであります。次に、3目市有林造成費の予算現額は563万4,000円、支出済額540万1,531円で、執行率は95.87%であり、阿久根大島の松くい虫防除に係る費用や林道等の清掃作業等に係る作業人の賃金が主なものであります。第25節積立金3万2,044円は、阿久根大島名勝松造成基金利子分であり、令和元年度末基金残高は、1,607万5,024円であります。

次に、水産業費について、説明いたします。3項1目水産業総務費の予算現額は3,634万3,000円、支出済額は3,497万2,679円で、執行率は96.23%であります。水産業総務費の主なものは、水産林務課長と栽培漁業センター職員1名、庁内の水産係職員3名に係る給料や各種手当及び共済費等であります。第19節負担金補助及び交付金の支出済額22万3,950円は、阿久根警察署管内沿岸防犯連絡協議会等への負担金であります。

次に、2目水産業振興費の予算現額は3,651万2,000千円、支出済額は3,151万8,722円で、執行率は86.32%であります。第19節負担金補助及び交付金の支出済額2,999万3,967円のうち、主なものは、先ほど主要事業の成果説明で説明しました水産物流通対策事業や漁業後継者就業支援交付金及び磯焼け対策事業等であります。なお、不用額の主なものは、水産物流通対策事業分であります。これらのほか、いかしば設置事業、稚魚放流事業、種子島周辺漁業対策事業、豊かな海づくりパイロット事業種苗放流、あくね新鮮おさかな祭り、漁協経営改善推進資金保証料助成事業につきましては、主要事業の成果説明書にそれぞれ記載してありますので、後ほど御覧ください。次に、第25節積立金の支出済額11万750円は、水産振興基金利子であり、令和元年度末基金残額は、5,562万4,379円であります。

次に、３目漁港管理費の予算現額は895万5,000円、支出済額は780万6,378円で、執行率は87.17%であります。第13節委託料の支出済額639万3,864円のうち、主なものは、阿久根漁港の環境緑地施設の管理業務が主なものであります。次に、４目漁港建設費の予算現額は3,360万9,000円、支出済額は3,330万3,000円であり、執行率は99.09%であります。これは、鹿児島県が行う阿久根漁港の漁港整備事業に係る鹿児島県への負担金であります。

次に、５目栽培漁業センター費の予算現額は1,384万6,000円、支出済額は1,114万2,722円で、執行率は80.48%であります。栽培漁業センターは、施設が稼働して約31年が経過し、施設の老朽化が著しく、施設の維持管理及び修繕等が頻繁になってきています。放流用種苗のクロアワビ、アカウニを生産していますが、海水の取水口が水深７メートルと浅いため、夏場の温度管理が難しい状況であります。それでは、主なものについて御説明いたします。第４節共済費及び第７節賃金は、作業員１名分であります。

事項別明細書は48ページになります。第11節需用費の支出済額717万3,816円は、種苗生産用の飼料や電気・水道・ガス・燃料費などの光熱水費が主なものであります。第13節委託料の支出済額178万4,544円は、作業員１名分の作業を鹿児島県シルバー人材センターからの派遣により作業を行ったものと、その他に警備業務や機械設備等の点検業務等であります。

次に、災害復旧費について御説明いたします。決算に関する説明書は66ページ、事項別明細書も66ページをお開きください。第11款４項３目単独林業施設災害復旧費177万7,820円のうち、43万2,000円と４目補助林業施設災害復旧費409万6,000円は、平成30年７月６日から８日にかけての大雨で、林道仁床線的路肩が決壊した個所の復旧費用であり、平成30年度内での完成が見込めないことから、事業を令和元年度に繰り越して実施したものが主なものであります。また、130万3,500円については、林道金山２号線的路肩が崩れたことによる復旧費用であります。

以上で歳出の説明を終わり、歳入について、御説明いたします。

決算に関する説明書は８ページ、事項別明細書は２ページを御開きください。第２款地方譲与税４項１目森林環境譲与税491万4,000円は、令和元年度から新たに交付されたものであります。

次に、決算に関する説明書は10ページ、事項別明細書は５ページを御開きください。第12款使用料及び手数料１項４目農林水産業使用料の第２節林業使用料28万7,340円は、工事等で現場事務所を設置する為に徴収した市有林占用料と林道占用料のほか、鶴川内地区集会施設と山村開発センターの使用料であり、第３節水産業使用料４万619円は、第１種漁港の使用料の他、栽培漁業センターの電柱占用料等であります。

次に、決算に関する説明書は12ページ、事項別明細書は７ページを御開きください。２項４目農林水産業手数料の第２節林業手数料8,600円は、愛鳥飼育許可の許可手数料等であり、第３節水産業手数料１万5,600円は、船員手帳の交付手数料であります。

次に、決算に関する説明書は16ページ、事項別明細書は11ページを御開きください。第14款県支出金２項５目農林水産業費県補助金の第２節林業費補助金

195万2,000円は、森林整備地域活動支援事業や森林情報緊急整備事業及びかごしま特用林産物総合対策事業への県の補助金であります。第3節の水産業費補助金252万3,000円は、種子島周辺漁業対策事業費や藻場・干潟等保全活動支援推進交付金であります。次に、10目第6節の林業施設災害復旧費補助金358万8,000円は、林道仁床線の災害復旧費への補助金であります。

次に、決算に関する説明書は18ページ、事項別明細書は13ページを御開きください。第14款3項5目農林水産業費委託金の第2節林業費委託金119万8,233円は、松くい虫特別防除事業費と有蓋鳥獣捕獲事業に係る市町村権限移譲交付金であり、第3節水産業費委託金9万4,924円は、漁港使用料徴収費と、港勢調査費であります。

次に、決算に関する説明書は19ページ、事項別明細書は14ページになります。第15款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、水産林務課所管分は、水産振興基金11万750円と阿久根大島名勝松造成基金3万2,044円であります。次に、2項1目不動産売払収入の第2節立木売払収入は136万344円であり、大川の市有林を伐採した際の立木代であります。次に3目生産物売払収入の第1節生産物売払収入のうち、水産林務課所管分は、栽培漁業センター288万9,400円であり、アワビ・アカウニの種苗を出荷した分の売上金であります。

次に、決算に関する説明書は21ページから23ページにかけ、事項別明細書は18ページをお開きください。第19款諸収入5項4目雑入の第20節雑入のうち、水産林務課所管分は、4段目の栽培漁業センター臨時職員の雇用保険料や私用電話料及び原子力立地給付金等であります。なお、23ページにあります放置竹林解消等奨励金返還金は、放置竹林に係る貸し手借り手の契約が貸し手側の事情により5年間の貸借契約が途中で破棄となったことにより、交付した奨励金2人分を返還していただいたものであります。なお、雑入の収入未済額725万2,207円の内、水産林務課分として、過年度分委託料返納金が391万6,507円であります。これは、平成25年度の体験型農林漁業推進事業の委託料の返納金であり、特定非営利活動法人分であり、令和2年6月23日付けで破産手続が廃止され、同日の債権者説明会で配当する財産がない旨の報告があったところです。

次に、決算に関する説明書は23ページをお開きください。第20款市債1項5目農林水産業債の第2節林業債470万円は、有害鳥獣捕獲事業分であり、第3節水産業債4,640万円は、水産業活性化事業債と漁港整備事業債であります。

以上で、水産林務課所管の説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

牟田学委員

主要事業の成果説明書でいきます。130ページの竹林改良促進支援事業について、令和元年度の出荷量が大幅少なくなっていますが、この要因は何だと思えますか。

佐潟水産林務課長

お答えいたします。過去3年間の実績を見ていただくと、平成28年度から順

次減ってきておるわけなんですけれども、生産している、出荷している方々の高齢化が大きな一因であるかというふうに思います。あと竹林自体の荒れ方とか、そういったのも原因と聞いております。

牟田学委員

今課長が言われたように、やはり高齢化だと思うんですよ。それでも急坂舗装は887.5メートルと増えているわけですよ。ということは、竹材を集荷するのも案外昔よりは楽だと思っております。それでもこれだけ減るということは、やはり課長が言われる高齢化だと思っているんですよ。そうした中で、ここに現状と課題の中で、竹材利用組合の要望も大分上がってきていると思うのですが、そこについては今後検討していくということは考えていませんか。

佐潟水産林務課長

説明の中でも申し上げましたように、平成30年度から放置竹林の新規事業を行っています。その事業の推移を見ながら検討していきたいというふうに思っております。またあわせて、委員からありました作業道、急坂の部分、こちらのほうの事業についても並行して検討していきたいというふうに思っております。以上です。

牟田学委員

今課長が言われた放置竹林解消等奨励交付金事業ですけれども、現状と課題を見れば、やはりいろんな課題が出てきてるなあと思っているんですよ。だから、これがもしうまく行かなかったらやはり放置竹林が増える一方だと。そうした中で、タケノコの生産をする人たちもやはり高齢化になっていって、しまいには荒れた竹林になるんじゃないかなと。そういった中で組合が要望しているこのキロ当たり2.5円の助成というのを今後考えていかないかなというふうに思いますが、思われませんか。

佐潟水産林務課長

先ほど検討していくというふうに答弁いたしましたので、そのように思っております。以上です。

牟田学委員

もう一点、今のその放置竹林解消等奨励交付金事業なんですけど、これはいわば10アール当たりからという説明じゃなかったです。そういった中で、これの契約に関しては借りた人が何年借りるとか、そういう制約はあるんですか、教えてください。

佐潟水産林務課長

この事業につきましては、1アール以上の賃貸借契約を締結した者で、契約期間は5年間。これは貸手、借手側の賃貸借契約は民民の契約になりますので、その契約を基に奨励金を1アール当たり1,000円、10万円を限度額にそれぞれに奨励金をお支払いするという制度であります。以上です。

牟田学委員

契約に関しては5年間ですけれども、じゃあ借りた方が2年でやめるとなった場合はどうなるんですか。

佐潟水産林務課長

それにつきましては、先ほど雑入の説明の中で、契約を途中で破棄された場

合の方につきましては、当該年度の奨励金は返還してもらうという形になります。ただ、なるべく当初で5年間借りて作業しますよという強い意思表示がないことには、なかなか荒廃した竹林をすぐにタケノコが生産できるようにはならないものですから、2年、3年は手入れが必要で、タケノコが実際に収穫できるのが4年、5年先というふうに考えておりますので、1年、2年での契約の破棄というのはなるべく避けていただくよう契約時に説明いたしております。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

濱門明典委員

有害鳥獣捕獲事業なんですけれども、昨年度、平成31年4月から令和2年3月までの実績を見たときに、捕獲作業をしてもまだイノシシやシカがいっぱい生まれてきて、なかなか実績として残っていないというのを非常に言われるんですよね。幾ら捕ってもらっても次から次へと増えていく。現在でもイノシシとシカが増えているような状況で、もう民家近くまでやって来て荒らす、庭まで来るといような状況があって、また捕獲隊の人たちも捕ったイノシシ・シカの処理場が困るという声も聞いておりますが、そこらのところはどのような対応をされていますか。

佐湯水産林務課長

捕獲実績については確実に、平成30年度は捕獲謝金は54万円しか支払いをしていませんので正確な数字というのがなかなか把握できていない部分もありますけれども、平成29年度の捕獲頭数よりも平成31年度は実績は上回っておりますし、また令和2年度、今現在6か月過ぎておりますけれども、かなりの捕獲頭数に上ってきております。それとあわせて、捕獲隊方々からは処理について大変困っているという声は伺っております。それについての対応策については、農政課のほうとも協議しながら検討していきたいというふうに思っております。

濱門明典委員

今年度最初に、市長の施政方針で新しい施設をなんとかという話もあったのですが、そこらのところはどのようになっていますか。

仮屋園一徳委員長

決算に関して結びつけてください。

濱門明典委員

じゃあそれはいいとして、次に藻場再生の件でお伺いしたいのですが、今、非常に藻場再生というのはどこの地域でもやっております、なかなか実績が上がらないと。それは海水温の温度とかいろいろあるんでしょうけど、藻場再生というのは喫緊の課題だと思いますけれども、藻が生えないために稚魚が育たず魚の収穫が上がらないと、漁獲が上がらないという状況も聞いております。昨年でしたかね、私も牛之浜でアワビの放流ということで一緒に行って放流をしたのですが、藻がないのに実際に放流して、それが成果として上がっているのでしょうか。

大石水産林務課長補佐

アワビの放流に立ち会っていただいた点、私も漁業者からも漁協からも報告いただいたところでした。アワビは直接大きな海藻を食べる生き物ではなくて、

岩の表面に生えている微細な藻類を主に食べているところです。海藻があるところに決してたくさんいるわけではございませんので、海藻がなくてもアワビについては維持できる環境にあると思っております。しかしながら近年については、夏場の水温、冬場の水温が非常に高いということで、以前とは環境が異なっているということは事実ですので、他のこれまでやってきていない手法を今後やっていかなければならないだろうというふうには考えているところです。

濱門明典委員

この藻場再生というのは、我々も視察に行ったのですけれども、非常に難しいものがあって、この前行ったときには、遮光ネット、岩にですね、遮光ネットなど張って藻場再生をしているとかいうことがあって、岩の部分が石灰化しているからなかなか難しい問題があるということですね。やり方としては阿久根の場合はウニの除去とか、そういうことをやっているみたいなんですけれども、それでなかなかさっきも言われたような効果が上がらないということで、新しい何か、そういう技術的な問題というのは研究されていますか。

大石水産林務課長補佐

現在問題になっているのは、ウニよりも魚類による食害だと考えているところです。以前はたくさんの漁業者が網を仕掛けて海藻を食べる魚を漁獲していたのでしょけれども、現在ではなかなかそういう手法が通用しておりません。なので、今後は漁協とも協議しながら国の制度を活用して魚類に対する対策、具体的には刺し網を入れて捕るということをやって、市場に出回らないものについては漁協で買い取っていただくというような仕組みをつくっていくことが必要だろうと考えているところです。

濱門明典委員

ぜひですね、いろいろな情報を入れながら、阿久根市も喫緊の問題として、阿久根は自然がおいしいね、魚がおいしいねと言われながら漁獲高というのが減っているんだと思いますね、底物にしても。そういう面で、いろんなところの藻場に対する技術などを研究して、今後さらに進めていただきたいと思います。よろしく願いしときます。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

山田勝委員

成果説明書とかそれぞれ見ている中で、例えば森林整備地域活動支援事業とかですね、情報収取、まあいろんなものがあるんですが、これは目的はタケノコの生産をするというのが目的なんですか。

田原水産林務課長補佐

山田議員にお答えいたします。森林地域活動支援事業につきましては、林業経営の森林整備を目的とした事業でありまして、北薩森林組合が間伐並びに計画を目的としております。主にこれはスギ、ヒノキ等が対象になっております。あわせて森林情報緊急整備事業につきましては、阿久根市全体の林地台帳の森林計画制度に対するシステムの構築になります。現状地図システムがあるのですが、それを加工、更新する目的で事業実施したものであります。以上です。

山田勝委員

分かりました。それでは森林改良促進支援事業というのは目的は何ですか。

田原水産林務課長補佐

山田議員にお答えいたします。竹林改良促進事業でよろしかったですかね。

山田勝委員

いやいや、竹林改良促進支援事業という名前のものがあるじゃないですか。

田原水産林務課長補佐

130の竹林改良促進支援事業でよろしかったですかね。

〔山田勝議員「はい」と呼ぶ〕

竹山の整備ですね。先ほども説明で出たかと思うのですが、荒廃した竹山を整備しまして、その整備した竹をチップに出して、それを助成するという竹山の整備事業であります。

山田勝委員

私はね、林業生産物とあなた方は言うじゃないですか。しかし阿久根市の林業生産物を調べてみたときに、タケノコの生産量というのはものすごく多くて、タケノコを生産販売高というののほうがその他の畜産物と比較したときに格段の差があるんじゃないですか。タケノコは森林の生産物じゃないんですか、どうなんですか。

田原水産林務課長補佐

森林の中に竹もスギの木も含まれてはいるのですけれども、今、国が進めている政策というのは森林、スギ、ヒノキの人工林を対象にしており、竹林についてはその森林にスギ、ヒノキに向かっていく経過路に竹林があった場合、その整備というふうに分けられている部分があります。それで今、市の助成を行っているのは竹などに対しての支援事業ということで行っているところであります。

山田勝委員

事業そのものは分かりました。ただ私がピンと来ないのはね、これだけ阿久根市がタケノコの生産を促進して、タケノコの生産からお金を取っている人はいろいろたくさんいるじゃないですか。それは水産林務課の所管じゃないんですか、農政課ですか、どこなんですか。

佐潟水産林務課長

タケノコの生産等につきましては、水産林務課のほうで所管していると。

山田勝委員

ならタケノコのね、タケノコの生産しているタケノコの畑というんですかね、山というんですか、それはどれくらいの面積があって、1年間にタケノコの缶詰を何トン、あるいは青果用何トン出して生産しているんですよ、阿久根市は、というのをあなた方は把握していますか。

田原水産林務課長補佐

すみません、今、手元にその資料はないものですから、後もって資料の報告はさせていただきたいと思います。

山田勝委員

後から資料を出してくれたらそれでいいよ。でもよく考えて。事業そのものは林道をつくる、あるいは急坂舗装をする、そういう事業はいろいろと出てく

ると思いますよ。でも、阿久根市を力づけるものとか、阿久根市の活力を受けるというのは、タケノコだったらタケノコ生産がどれくらいの面積でどれくらい上がってどういう状況というのはね、調べてあなた方は把握していかないといけないですよ。なら何をもって阿久根市はタケノコが日本一だと言ったりいろんなものを言いますか。私はね、阿久根市のタケノコの生産量というのはすごいものだと思いますよ。日本一と言っても過言じゃない。そういうのをね、全然把握していないというのはね、これはもうおかしい。だから早急に把握をして、ちゃんとしたものを作ってですね、そして阿久根市の活力をつけるために、やはりタケノコの生産量あるいは青果、缶詰、そういうものを確実にキャッチしとかないかんと思いますよ。課長、どう思いますか。

佐潟水産林務課長

誠に申し訳ございませんでした。通常であれば令和元年度ではなくて過去の方に は な り ます け れ ども、J A さん、それから上野食品さん等から数量等についての資料は持っていますけれども、本日持っていないので申し訳ございませんでした。今後はしっかりそこら辺の数量、それから生産者の方々の意見調整も図っていきたいと思います。

山田勝委員

もう分かりましたけれどね、阿久根市のすごい産業だということをね、意識しとかないといかんのに全然意識していないですよ。意識しとってください。次、一般質問でちゃんとしますから。以上です。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、水産林務課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(水産林務課退室)

(休憩 15:24～15:34)

(商工観光課入室)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、認定第1号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

課長の説明を求めます。

尾塚商工観光課長

それでは、認定第1号中、商工観光課所管の事項について御説明申し上げます。

はじめに、主要事業の成果説明書の中から、主なものを御説明いたします。

145ページをお開きください。まず、産官学金連携事業であります。あくねチャレンジフードトラック事業は、鹿児島相互信用金庫と鹿児島国際大学との地域活性化事業として、そうしんフードトラック号を活用して、市産業祭で

の新商品モニタリング調査や鹿児島市内の大型施設において新商品の販売イベントを実施しました。鶴翔高校３年Ａ組商品支援事業は、タケノコやアオサを使用した鶴翔コロッケの開発、鹿肉醤油の研究を行いました。また、阿久根・北薩の食材を活用した鶴翔レストラン in 阿久根駅の開催のほか、うまか甲子園、華のＢＢＱ阿久根、阿久根市産業祭など県内外の各種イベントにおいて、阿久根の食をはじめ、地域のＰＲ活動を実施したところです。今後の課題としては、定期的に市外において販売の機会を増やすことで阿久根の食の魅力を知ってもらい、足を運んでもらうような取組を行うこと、高校生が開発した商品の加工技術等を市内事業所へ還元することで地域経済の発展につながると考えております。

146ページをお開きください。次に、ふるさと納税推進事業であります、平成30年度から楽天ふるさと納税において利用していた広告等運用業務サービスを、令和元年10月から新たにふるさとチョイスにおいても運用開始したことで効果的な宣伝ができ、寄付額の増加につながったところです。また、書類発送・受付処理業務を委託したことで事務処理の煩雑さを軽減することができたところです。寄附状況については、寄附申込件数が２万9,634件、寄付額が２億1,090万6,000円であり、前年度より２倍以上の寄附をいただきました。今後の課題としては、これまで同様、本市においては5,000円の寄附申込件数が多いことから、返礼品の発送における経費率が高くなる傾向にあります。随時、返礼品の価格設定や掲載商品の見直し等を行い、返礼品の魅力的な掲載方法に取組むことが必要であると考えております。また、ポータルサイトの利用数を増やすことを検討し、さらに寄付額の増加につなげたいと考えているところです。

151ページをお開きください。次に、地域の魅力活性化事業であります、映画「かぞくいろ」の公開を契機として、平成30年11月に阿久根フィルムコミッションを立ち上げ、映像を通じて本市の魅力を発信し、撮影誘致及び撮影協力業務等を行ってきたところであります。台湾向けテレビ番組制作及び放送業務委託は、台湾で活躍中のタレントが来訪し、本市を舞台に旅番組を制作し、台湾のみならずアジア各国で放送され、台湾からの旅行商品造成につながったところです。また、映画「海辺の金魚」の撮影では、８月から９月にかけて本市で映画の撮影が行われ、撮影場所の選定や撮影に帯同するなど、阿久根フィルムコミッションとして全面協力を行ったところです。このテレビ番組の放送を通じてアジア各国へ本市のＰＲができたところですが、現状では、本市内に多言語での案内板が未設置であることなど、受入態勢が整っていないことから、今後は、新型コロナウイルス感染症の終息も見据えて、インバウンド対応のための整備の必要性、また、ロケ地誘致については、映像関係者が魅力を感じるような広報等を行っていききたいと感じたところです。

155ページをお開きください。次に、地域おこし協力隊活用事業であります、令和元年度は３人の地域おこし協力隊を観光開発嘱託員として採用し、株式会社まちの灯台阿久根に派遣しております。地域の方々を取材したり、地域おこし協力隊とコレカラを語る会を開催することで、観光コンテンツの素材収集につなげることができ、また、新たな特産品の開発においては、道の駅阿久

根で販売する新商品の開発や道の駅における交流人口の増加に資することができたところです。課題としましては、地域おこし協力隊の任期は最長で3年であり、任期内で協力隊員がやりたいこと、できることと市が求めることを話し合いながら事業に取り組むことや、活動内容について随時確認等を行いながら、円滑に活動できるようサポートする必要があることを感じたところです。なお、事業実施欄に記載のとおり、今年4月からさらに1人を協力隊として採用し、現在4人の地域おこし協力隊員で活動を行っているところです。

156ページをお開きください。明治維新150周年事業であります。令和元年度は、旧家の改修工事を前年度から繰り越して実施し、令和元年8月に完成検査を行ったところであります。また、寺島宗則についての普及啓発活動を重点的に行い、市内小・中学生等へのガイドブック配布や鹿児島県内で活躍しているテレビタレントを司会及び講師として招聘したシンポジウムの開催により、認知度の向上につながったところです。今後の課題といたしましては、今後の旧家の管理運営について、指定管理者制度の導入を検討すること、また、引き続き、周辺整備のための財源確保に努めることが重要であると考えているところです。なお、当初予定していたガイドツアーであります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、定員を超える応募があり、改めて開催してほしいとの要望も多くあったところです。

続きまして、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき、事業執行の主なものについて御説明いたします。

はじめに、歳出予算から御説明いたします。

決算に関する説明書は42ページ、事項別明細書は40ページをお開きください。第5款労働費2項1目労働諸費19節負担金、補助及び交付金の支出済額1,204万520円のうち、商工観光課所管分は、決算に関する説明書備考欄に記載の出水地区職業訓練協会負担金9万520円であります。

次に、決算に関する説明書は49ページ、事項別明細書は48ページをお開きください。第7款商工費1項1目商工総務費は、予算現額5,545万6,000円に対し、支出済額5,440万4,890円であります。1節報酬は、消費生活相談員1人分の報酬であります。2節給料から4節共済費までは、職員7人分の人件費が主なものであります。7節賃金は、商工観光課事務補助臨時職員1人分の賃金であります。19節負担金補助及び交付金については、日本消費者協会主催の消費生活相談員・行政職員研修講座の参加負担金であります。次に、2目商工振興費は、予算現額2億923万5,000円に対し、支出済額1億8,105万3,893円であります。不用額の2,818万1,107円は、ふるさと納税返礼品発送業務に係る委託料等が主なものであります。12節役務費の支出済額3,115万9,966円は、ふるさと納税に係るシステム利用料等が主なものであります。13節委託料9,664万3,797円については、決算に関する説明書備考欄記載のとおりであり、ふるさと納税特産品発送業務9,087万1,775円ほか5件の委託料が主なものであります。

事項別明細書は、49ページになりますが、19節負担金補助及び交付金の支出済額1,194万4,410円は、備考欄記載のとおりであり、県中小企業団体中央会など負担金3件、補助金等11件が主なものであります。補助金のうち、鶴翔高校「3年A組の」商品支援事業については、主要事業の成果説明書145ページに

記載のとおりであり、また、新商品開発支援事業については、主要事業の成果説明書の147ページにも記載のとおり、令和元年度からの新規事業として取り組み、新商品の一からの開発に加え、既存製品のブラッシュアップやB級製品の活用など、販路拡大や取引先の拡大につながったところです。この事業は3年間を限度とした事業であり継続した取り組みが可能となっており、今後は制度の周知にも努めていきたいと考えております。21節貸付金4,000万円は、市中小企業振興資金預託金であり、市内の4つの金融機関に1,000万円ずつ預託しているものであります。

次に、3目観光費は、予算現額1億7,028万4,000円に対し、支出済額1億5,700万4,673円であります。なお、寺島宗則旧家改修工事について、平成30年度からの繰越分が5,881万9,000円であり、また、同じく寺島旧家内の展示用什器製作業務について、新型コロナウイルス感染拡大の影響により資材の調達に日数を要し、年度内に業務を完了できなかったことから、351万9,560円を令和2年度に繰り越すこととしております。1節報酬は、地域おこし協力隊3人分の報酬であります。11節需用費の支出済額342万840円は、阿久根大島公園、脇本及び大川島海水浴場の光熱水費、また、阿久根大島公園C棟の炊事場修繕、脇本海水浴場北側トイレ浄化槽修繕に係る費用が主なものであります。

決算に関する説明書は、50ページになりますが、13節委託料の支出済額5,350万4,540円は、説明書の備考欄記載のとおりであり、上から9行目の観光PR業務513万4,700円は、地域の魅力活性化事業として台湾台南市善化区との友好交流締結や映画「かぞくいろ」の台湾での上映を契機に、本市の知名度並びに観光及び特産品への関心を向上させるため、本市のPR番組を制作し、台湾国内において放送した台湾向けテレビ番組制作及び放送業務委託が主なものであり、また、その4行下の普及啓発業務の369万60円は、明治維新150周年事業の寺島宗則ガイドブック及びポスターの作成、また、寺島宗則についてのシンポジウム運営業務が主なものであります。15節工事請負費の支出済額7,894万9,000円は、阿久根大島公園海の家A・B棟トイレ改修工事と寺島宗則旧家改修工事であり、大島公園A・B棟トイレについては、単独浄化槽が槽のひび割れや漏水により使用不可能となったことから、隣接するシャワー棟の合併浄化槽に接続し、併せて和式便器を洋式に取り換えたものであります。また、寺島宗則旧家改修工事については、平成30年度の事業でありましたが、シロアリ被害や家屋の老朽化等の理由により契約変更を行い、平成30年度からの繰越分5,881万9,000円を含めて改修を行ったものであります。17節公有財産購入費の支出済額330万5,873円は、寺島宗則旧家及びその周辺整備において、来館者等の駐車場用地に供するための土地2筆、364.75平方メートルを取得したものであります。19節負担金補助及び交付金の支出済額698万8,395円は、備考欄に記載のとおり、観光かごしま大キャンペーン推進協議会ほか6件の負担金と阿久根みどこい祭りほか2つの事業補助であります。22節補償補填及び賠償金の支出済額99万8,902円は、寺島宗則旧家駐車場用地購入に伴う建物補償であり、寺島旧家駐車場の整備に伴う用地購入に併せて、当該土地に建つ倉庫の建物補償を行ったものであります。

決算に関する説明書、事項別明細書、いずれも66ページをお開きください。

第11款災害復旧費 5 項 1 目単独商工施設災害復旧費の支出済額89万4,300円は、昨年 9 月に発生した台風17号により被害を受けた阿久根大島公園バンガロー屋根及びシカ隔離用フェンスの修繕料であります。

以上で、歳出に関する説明を終わり、次に歳入について御説明いたしますが、歳入につきましては、決算に関する説明書で説明させていただきます。

10ページをお開きください。第12款使用料及び手数料 1 項 5 目商工使用料の収入済額19万4,102円は、備考欄に記載のとおり、温泉使用料ほか 3 件の使用料であります。

次に、16ページをお開きください。第14款県支出金 2 項 6 目商工費県補助金の収入済額239万7,075円のうち、消費者行政活性化事業費は55万2,075円で、対象経費の100%の補助であります。地域振興推進事業184万5,000円は、明治維新150周年事業の寺島宗則旧家保存活用プロジェクト事業に係るガイドブック作成業務等に対する 2 分の 1 の補助であります。

次に、18ページをお開きください。3 項 6 目商工費委託金の収入済額12万 4 千円は、県からの権限移譲交付金であり、計量法に基づく商品量目検査事務費 9 万 2 千円と、自然公園法及び県立自然公園条例に関する事務費 3 万 2 千円であります。

次に、19ページをお開きください。第16款寄付金 1 項 1 目一般寄付金の収入済額 2 億1,090万6,000円は、あくね応援寄附金、いわゆるふるさと納税であり、寄附申込件数は、2 万9,634件となり、前年度に比べて 2 倍以上の御寄附をいただきました。7 目商工費寄附金の収入済額147万5,000円は、商工費寄附金として、市内商工業の発展のために個人 1 人から30万円、また、観光費寄附金として、寺島宗則旧家保存活用プロジェクト事業のための企業版ふるさと納税及び一般寄附117万5,000円を受け入れたものであります。

次に、20ページをお開きください。第19款諸収入 3 項 3 目商工費貸付金元利収入の収入済額4,000万円は、市内の 4 つの金融機関に1,000万円ずつ預託していた、市中小企業振興資金預託金元金であります。

次に、21ページに移り、5 項 4 目雑入の収入未済額725万2,207円のうち、商工観光課分は28万3,606円であり、旧国民宿舎使用料の未収額であります。催告の通知を出しておりますが納入が無く、滞納繰越処分いたしました。20節雑入の収入済額のうち、商工観光課分の主なものであります。まず、備考欄下から 2 行目、大島渡船場光熱水費12万1,172円は、共同フェリーに貸し付けている部分の光熱水費及び自動販売機の電気料であります。

22ページに移り、下から 9 行目の脇本海水浴場電気料 5 万3,666円は、自動販売機の電気料であります。その 5 行下の電気充電施設設置負担金10万3,940円は、道の駅に設置した電気自動車用充電施設の日本充電サービスとの提携収入であります。

23ページに移り、上から 5 行目のチケット販売料39万1,500円は、映画上映会時のチケット販売料であります。第20款市債 1 項 6 目商工債の収入済額 5,290万円は、寺島旧家の改修工事が工期延長となったことにより、令和元年度から繰り越したものであります。

以上で、説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

仮屋園一徳委員長

課長の説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

寺島宗則邸の件ですけれども、何箇所も出てくるんですけれども、改装して屋根の部分、外から見ても中から見ても随分しっかりなったというのが分かります。そして重くなった。ところが、柱はあちこちで継ぎはぎをやっとるんですね。耐震性のほうはどうなっているんですか。

尾塚商工観光課長

申し訳ありません。耐震については工事の中に入っておりませんので、詳しいことはちょっと回答できかねるところです。

竹原信一委員

安全性は確保しなきゃいけませんよね。旧国民宿舎のほうは耐震性がなくてああやって壊しちゃったんだけど、大分かけて改修した寺島宗則邸が危険だと。もう見て私自身は分かりますよ、これじゃあ絶対駄目だなというのが。これ、耐震性のほうをチェックしていく必要があるんじゃないですか。調査をする必要があるんじゃないですか。

〔発言する者あり〕

今のそこにいらっしゃる方々は直接関わっていないかもしれないけども、これからやってみてもらわないとね、どうぞお越してください、見てくださいますよ。そして、あそこを管理する寺島会の人も誰も分かってないんですよ、そのことが。市役所もそこを全く考えずに流れでやっちゃった。できたものは柱が継ぎはぎ。ちょっと分かる人から見るとこれ絶対駄目だって、こんなレベルですよ。これはいけませんよ。調査してください。

尾塚商工観光課長

今の御指摘については、関係課等とも協議をしていきたいと思います。

中面幸人委員

成果説明書の146ページの7款1項2目ふるさと納税推進事業について伺います。先ほど課長の説明で、寄附の受入額が前年度より約2倍の2億1,000万円であったという説明がありました。これは何年かこの事業が続いておって、阿久根の特産品のそういう魅力の実績が出てきたかなあと、このことによって行政の財源にもなり、また、産業の経済効果も上がってくるいいことだなあというふうに思うわけですね、まあ、このままの状態では先行きが判らないと私は思っているんですが。そこで、寄附の受入額を安定する、それ以上増やしていく、向上するためにですね、何らかの施策を今後はすべきじゃないかというふうに私は思っているんですが、そこで一番いいのはやっぱりこの実績に伴ったリピーターを今後増やしていく取組が必要かなと思うのですが、この辺について、課長、何か考えていますか。

尾塚商工観光課長

中面委員にお答えします。ふるさと納税の納税額の今後の、より納税額を増やす取組といたしまして、まず1点目が、現在ポータルサイトを2か所、先ほど説明したとおり利用しておりますが、今年度、実はあと一つ増やして運用す

る予定です。それが1点。それから、現在ふるさと納税登録事業者数が市内で34事業者あります。ただ、県内でもこのふるさと納税額が多い自治体と比べますと、まだ少ない状況であります。また、その34事業者の返礼品数も阿久根市が10月1日現在で149品目です。これも県内の納税額が多い自治体から比べますと、まだまだ返礼品数も少ない状況であります。そこで現在取り組んでおりますのが、まだ未登録の事業者への登録の呼びかけの取組と、すでに事業者として登録していただいているところに返礼品数をもっと増やしていただく、そういうお願いを今しているところです。

中面幸人委員

やはり課長、頭を使って考えればですね、これは増えていくかと。例えばそういうPRのやり方を考えるとかですね、それで断然増えたわけですから。そこはやっぱり考え一つで効果が出てくるというのはもう分かったと思います。それでですね、今までのこの事業は返礼品の発送の補助とかPR、宣伝等に係る経費、そういうのを見てありますよね。私はこればかりではですね、課長は先ほどポータルサイトを一つ増やすと言われましたけれど、それが必要ですが、それ以上に寄附をしてくれる人に対して、もう実績が2億ぐらいのあれがあるわけだから、相当なリピーターが実績としてあるわけです。この人たちに対してお礼をせないかん。お礼も大事なかと、もらうばかりじゃなくて。返礼品というのは事業だから、それ以上のお礼を考えていかなければいけないというところを、やっぱりもう少し考えていただきたいということと、あと一つ、阿久根は農産品もですけれども魚のまちと言っておりますけど、私は全国的にですね、スターゼン、食肉流通センターがあって、私はもっと阿久根は肉もPRすべきだと。というのはやっぱりスターゼンとも連携を取って、スターゼンにもお願いしていいんじゃないかと、そこが私は行政側として足りないなと思いますので、この辺の取組についてはどうお考えでしょうか。

尾塚商工観光課長

今、中面委員から2件お尋ねがありました。まず1件目の納税者に対してのお礼をしなければいけない、このことについて、実は今回、年末にかけてこれまで納税していただいた方にお礼のはがきを出して、再度、阿久根市に納税していただくような取組を現在検討しているところです。

それから、スターゼンについてですが、これにつきましては、実は今年2月からスターゼンミートのほうと話を進めておりまして、ようやく10月から返礼品の登録をしていただくことになっております。

中面幸人委員

課長、けちくさい。誰でもお礼の手紙は出します。どこも。それ以上のことを考えないと。それは誰でもするこっじゃらな。もう少し考えてください。以上です。

濱崎國治委員

今のふるさと納税の推進に関連してなんですが、商工振興費の委託料になります。平成30年度が9,900万、元年度が2億1,000万ということで、倍以上の納税があったということで、非常に阿久根市の財政にも活性化に寄与しているという事をうれしく思っているところでもあります。特に税収の少ない阿久根市に

とって、このふるさと納税を増やすというのは経済効果が大変あるんじゃないかなということを期待しているところであります。そこで、今後、肉も増やすとか、いろいろ返礼品を増やすということもあるようでありますので、そうしますと、この決算でふるさと納税特産品発送業務9,000万余り、これはどこに業務委託されているんですか。

尾塚商工観光課長

今の濱崎委員のお尋ねは、成果説明書146ページに記載しております、ふるさと納税特産品等発送業務9,087万円余りのお尋ねかと思いますが、これは、まちの灯台阿久根に委託している分であります。

濱崎國治委員

1か所ですか。

尾塚商工観光課長

そのとおりです。

濱崎國治委員

ふるさと納税書類発送受付処理等業務というのが417万円あるのですが、これも同じまちの灯台ということになるのですか。

尾塚商工観光課長

これにつきましては、まちの灯台ではなくて、株式会社シフトセブンという事業所に委託しているところです。

濱崎國治委員

こちらはどちらに事業はあるのですか。

尾塚商工観光課長

所在地につきましては県外なのですけれども、また後ほど詳しく所在地は報告したいと思います。

濱崎國治委員

もう一回、株式会社何とおっしゃいましたか。

尾塚商工観光課長

シフトセブンです。

濱崎國治委員

シフト処分ですね。

尾塚商工観光課長

シフトセブンです。

濱崎國治委員

これはどういう関係で県外のこの業者を選定されたのですか。市内ではそういうのはできなかったのですか。417万という大変大きな額ですけれども。

尾塚商工観光課長

これにつきましては146ページの事業成果のところの記載のとおり、株式会社シフトセブンコンサルティング、コンサルティングまででした、株式会社シフトセブンコンサルティングに委託したことでとありますが、専門的なこのふるさと納税の書類発送受付処理業務等を専門にしている事業所だと承知しているところです。

濱崎國治委員

これは、楽天ふるさと納税とかふるさとチョイスの関係でこういうつながりができたということですか。

尾塚商工観光課長

このふるさと納税の事務につきましては、これまで職員がやっていたところですが、事務を軽減するということ、それとワンストップ特例申請という意味からも、このシフトセブンコンサルティングに業務を委託しているところがあります。

濱崎國治委員

とにかく、宮崎県の都城にしても専任職員でこのふるさと納税業務に当たっておって、非常に効果的と言いますか、もちろんあそこの額は桁が違いますので。でも委員の間でも研修に行ったときは、やっぱり専門部署を設けて専門職員で対応せないかなという意見があったところなんですけれども。それからしますと、今後どんどん納税額を増やしていくということからしますと、先ほど課長が答えられたとおり、とても職員では手が回らない。職員で手を回すには増員、人件費がかなり必要になってきますので、そのこのところの委託料というのは適切な判断ではなかったかなと思いますけれども。ワンストップのいろいろなのを熟練されているでしょうからやむを得ないところもあるんでしょうけれども。発送業務は地域の民間企業ですので、できたら関連したような、何かできないのかですね、その辺の研究するのはないのか。あるいは、ここがもちろんベストだからやっているのでしょうけれども、今後もそういう方針ということで理解してよろしいでしょうか。

尾塚商工観光課長

現状の職員数等を考えて、今しばらくはこの業務委託ということで進めていきたいと考えているところです。

濱崎國治委員

私はですね、職員がやるよりも業務委託のこういう精通されているところのほうがいいと思っているんですよ。いいと思っているんですけれども、どこがしてどういうシステムになっているのかなということをお尋ねしたかっただけです。

山田勝委員

ちょっとね、休憩にしてください。

仮屋園一徳委員長

休憩に入ります。

(休憩 16:11～16:15)

仮屋園一徳委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

竹原信一委員

先ほどからふるさと納税頑張りましたみたいな話ばかり出ていますけれども、これ阿久根市はふるさと納税で潤う部分はあるかもしれませんが、同時に大きく損をしていると。この制度自体が問題だと言っているところもある

るわけですよ。政府内部でもいつまで続けるか分からんという議論ももう始まっております。そういったことも予想しながら体制づくりをしていただきたいと思いますので、課長のほうはそこら辺のことも十分認識していただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

尾塚商工観光課長

確かにふるさと納税制度がいつまで続くか分からないということは報道等でも出ているところでありますが、今現在、こうして制度としてある以上、それについて財源確保という取組を行うということも大事なことだと思いますので、現状のところは精一杯取り組んでいきたいと考えているところです。

山田勝委員

今ね、財源確保って、もちろん財源確保もだけれども、あわせて産業振興にもつながっているんですよって。

尾塚商工観光課長

今、山田委員の言われたとおりでした。誠に申し訳ありませんでした。

仮屋園一徳委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、認定第1号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止します。

（商工観光課退室）

仮屋園一徳委員長

ここでお諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

明日は午前10時から再開いたします。

（散 会 16時17分）

決算特別委員会委員長

仮屋園 一 徳